# 東アジアにおける国際秩序と 交流の歴史的研究

ニューズレター No. 2 2004年4月

谷余四以酒東向喚之月汀笑曰則西澤及逸失蒙編因使寄示也余四謹領東卿曰如不成當罰用金於僕将盡為将之東歸後禄其大縣褒成一録以傳山攻工之道今日伊始始非虚會余曰今日筆該軍

#### 第2号

平成16年4月1日発行

発行人=夫馬進(研究会代表者)

事務局=京都大学文学研究科夫馬研究室

〒606-8501 京都市左京区吉田本町

TEL. = 075 - 753 - 2831

FAX.= 075-761-0692 (京都大学文学部)

E-mail=asorder-hmn@bun.kyoto-u.ac.jp

## 目 次

1 1827 年北京国際シンポジウム

#### —— 夫馬進

3 前近代日朝中国交関係の二つのモデル

---- 永井和

7 イラク戦争と日清戦争

---- 高橋秀直

9 平成 15 年度研究活動概要(報告要旨)

#### 第三回研究会

杉山正明「モンゴル命令文の世界――ヴォルガからの手紙・ローマへの手紙」/Paul D. Barclay「日本人植民地者と原住民の交流問題――台湾の『蕃界』における通事と通訳をめぐって」

#### 全空邢同四等

Philip A. Kuhn「中国の社会慣行と移民の生態学」

#### 第二回国際シンポジウム(第五回研究会)

張東翼「1269年「大蒙古国」中書省の牒と日本側の対応」/ David Robinson「モンゴル元朝の遺産と明朝の皇室」/ 杜家職「清朝と漠北モンゴルにおける政略結婚の諸問題」/河政植「危機のなかの王朝と幕府(一)」

- 27 平成 16 年度研究会メンバー一覧/ COE プログラム第二回報告書の出版
- 28 平成 16 年度活動予定

第六回研究会のお知らせ/第七回研究会のお知らせ

# 1827 年北京国際シンポジウム

# 夫馬 進

世を挙げてシンポジウムばやりである。なかでも、国際シンポジウムと名付けたものが、近年急に増えたように思う。2004年の間に、京都だけでもいくつの国際シンポジウムが開かれるのであろうか。

この「シンポジウム」の語源がもともとギリシャ語の「シュンポシオン」であり、その意味は文字通り「ともに(シュン)飲むこと(ポシス)」であること、昨年出版された中務哲郎さんの「『饗宴』のはじまり」(『饗宴のはじまり――西洋古典の世界から』岩波書店)を拝読させていただいて、始めて知った。古代ギリシャ人は飲みながら語り合うのを愛し、宴会の席がまた哲学的な議論の場ともなったという。

この「シンポジウム」がもともと「ともに飲むこと」 であったことを知って、即座に脳裏に浮かんだのは、 1827年に朝鮮の一知識人と中国清朝の数人の知識人が 酒を飲み交わしながら北京で闘わせた学術論議であり、 その時の記録『筆譚』である。文字通り「1827年北京国 際シンポジウム」といってよいであろう。1827年とは中 国年号でいえば道光7年、朝鮮年号で言えば純祖27年 である。朝鮮の一知識人とは申在植、清朝の数人の知識 人とは葉志詵、汪喜孫、王荺、李璋煜らそれぞれ多少名 の知られた学者である。当時、朝鮮から清朝に対しては 平均すれば毎年二回、国王の名代として朝貢使節が派遣 されていた。私はこれを朝鮮燕行使と呼んでいる。申在 植はこの燕行使の副使として前年の12月26日に北京へ 到着、正月元旦に紫禁城にて行われた儀式にも出席しお え、おおよそ40日間と定められた滞在期間をあとは 様々なルーティーンをこなしながら、時に北京観光を楽 しみ時に宴席に出て過ごせばよかった。

申在植は葉志詵らのグループと4回の会合をもった。 初回は正月9日、葉志詵の私邸で、2回目は李璋煜の私邸で、3回目は使節の宿舎の玉河館で、4回目は正月26日、送別会をかねてこれまた朝鮮知識人と交流があった禅僧の住持する寺でもたれたが、いずれも酒と肴が出されている。当時、北京における朝鮮知識人と清朝知識人との交流は実に自由であり、偶然知り合った者の自宅に、あるいは知人の紹介で、招かれるまま思い思いに訪問し、酒を酌み交わしながら談論を楽しんだ。談論とはいえ、もちろん当時のコミュニケーションの手段は筆談 である。しかしこの時を例に取れば、最も多い参加者があった第2回の会合でも合計7人であり、1テーブルを囲めば十分に意思の疎通ができた。恐らくは全員が大変な速筆であったのだろう。その証拠には、この宴席で両国における学術情報の交換がなされただけでなく、中国清朝で1世紀ほどにわたって流行してきた「漢学」=考証学という研究手法は是か非か、それを朝鮮にも導入すべきか否か、儒学にとって人間にとってそれは必要かどうかという大問題が、特別な齟齬もなく筆談を通じて延々と論じられているからである。

彼らの交際と論議の中で酒が重要な役割を果たしてい たことは、疑うことはできない。ほどよい酒は議論を活 性化する。また酒がその場を和気藹々とする潤滑油と なったことも、疑いないところである。申在植はジョー クの名手であり、彼が次々に繰り出すジョークに宴席は 爆笑につぐ爆笑であった。筆談を用いた掛け合い漫才で あり、読む者が楽しんでいるだけではなく、書く者も楽 しんでいる。『筆譚』を記録として残そうと提案したの は、生真面目さを感じさせる汪喜孫であったが、この提 案を受けた申在植は「今日の筆談草稿をソウルへ持ち 帰って整理したい」と答えた。李璋煜は「できあがった ら、送ってくれるように」と要求し、さらに葉志詵が、 「もしできなかったら、罰として金谷ですぞ!」と冗談混 じりに脅しをかける。「金谷」が晋の石崇金谷園の故事を ふまえた罰杯の意味であること、言うまでもない。これ に対して申在植は、「それなら酒を東に向かって口で噀 き送ってくれ(以酒東向噀之)」と応じた。これまた、『蒙 求』の「欒巴噀酒」という有名な故事をふまえたもので ある。罰杯のための酒を口に含み北京からソウルに口で **噗き送るというイメージが、よほどおかしかったのであ** ろう、李璋煜は大笑いしながら即座に、「これなら恵みの 雨は遠くにまで行き渡ります(則雨沢及遠矣)」、と混ぜ 返している。こうしてできあがった国際シンポジウム記 録こそ、『筆譚』にほかならない。

これら掛け合い漫才を読んで吹き出したのは、1827年に北京での宴席にいた清朝の学者だけではない。じつは申在植がソウルへ帰ってから『筆譚』を整理して仕上げ、これを友人の金正喜に見せたらしく、金正喜もここのところで吹き出している。このこと、彼の文集『阮堂先生全集』巻九の「湊砌翠丈与燕中諸名士贈酬詩語談藪而成、好覚噴飯」と題する詩によってうかがい知ることができる。彼がこのジョークとともに、学術論議をも興味深く読んだこと、言うまでもない。ここで吹き出したのは、東国ソウルにいた金正喜だけではない。さらに東方、21世紀の日本の京都に生きる私も、『筆譚』に記される中朝

学術の当時のあり方を興味深く読んだだけでなく、じつ は李璋煜や金正喜同様にここで吹き出した。まことに 「恵みの雨は遠くにまで行き渡る」ものである。

昨今の国際シンポジウムでは、シンポジウムとレセプションが截然と分けられ、シンポジウムの席に酒が出されて議論が弾むことはまずない。そんなことをしたら「不謹慎」とされ、COEの経費が出ないこと、必定であろう。出るのは紙コップにつがれたウーロン茶である。「多々益々弁ず」とばかりに、シンポジウムへの出席者は多ければ多いほどよいとされる。しかし、発言する者は残念ながらほとんど限られる。談論風発ということはまずない。シンポジウムの席では、マイクを通した金属音が響き、笑いはほとんど起こらないか、起こっても密やかな笑いである。「時間にかぎりがあるから議論の続きはレセプションで」、とはよく聞く言葉であるが、おもしろい議論の続きがなされたこと、私はほとんど知らない。

1827 年北京国際シンポジウムと 2004 年京都国際シンポジウム。我々は真の国際交流、学術交流のためにひと工夫もふた工夫も必要である。

(研究会代表者・京都大学文学研究科教授)

#### 巻頭写真文献解説

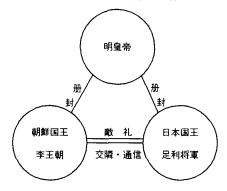
写真左は山東省図書館蔵『筆譚』1827年(道光7年、 純祖27年)正月9日の「以酒東向噀之」を記す箇所、写 真右は金正喜『阮堂先生全集』巻九「湊砌翠丈与燕中諸 名上贈酬詩語談藪而成、好覚噴飯」。

# 前近代日朝中国交関係の二つのモデル

# 永井 和

江戸時代の朝鮮および中国との国交関係は、これを歴史的に言えば、足利義満がはじめた室町時代の国交関係を基礎に、それを修正したものとみなせる。それを模式化すれば、次の「室町時代の日朝中国交関係」のようになるだろう(じつはこの図は完全なものとは言えない。このことは後述する)。

室町時代の日朝中国交関係



日本と朝鮮の双方の君主(=対外的主権者)が明王朝の皇帝と直接に朝貢関係をもち、皇帝から日本国王、朝鮮国王に任命された上で、両者が独自に国交を取り結んでいる。両者の国際的な対等性(「敵礼」)はともに中国の皇帝との関係によって保証されていることになる。これがノーマルな形での「交隣関係」であり、この関係は前近代東アジア世界の国際秩序である「中華帝国体制」に完全に組込まれたものとして実存していた。東アジア世界レベルの国際ルールと矛盾する点は少しもなかった。

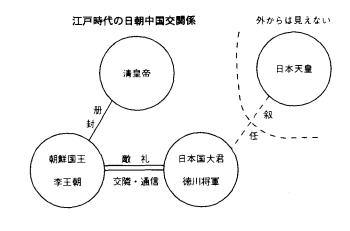
ところが、江戸時代日本の対外的主権者である徳川将軍と明清両王朝の皇帝との間に朝貢関係がつくられたことは一度もなかった。だから、上記の意味での「交隣関係」はそもそも成立しようがない。そのこともあって、一時期の例外をのぞいて、将軍は対外的には「日本国王」の称号を用いなかった。にもかかわらず、「日本国大君」すなわち将軍と朝鮮国王との間に外交上の対等性(「敵礼」)は維持されえたのである。そのことは両者の間で交わされた国書の書式の対称性が雄弁に物語っている。もちろん、この朝鮮国王と日本国大君の対等性が保証され

なければ、安定した日朝関係の長期にわたる継続は望む べくもなかったであろう。

どうしてそのようなことが可能だったのか。一つの理由としては、朝鮮側が、中国皇帝から承認された正式な日本国王でなくとも、実質的な日本の君主(すなわち日本国大君)として徳川将軍を受け入れたことがあげられよう。その背景には壬辰・丁酉倭乱の後始末とその再発防止という朝鮮側の安全保障上の国家戦略があったと考えられる。

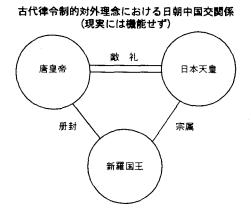
第二に、日本、中国双方において、日中間に正式の国 交関係が成立していなくとも、大きな困難は生じないと の認識が成立し、しかも長期間にわたりそれが保持でき た環境ないし条件が存在していたことも重要であろう。 具体的には、徳川幕府による全国統一と、それに踵を接 して生起した、明清の王朝交代とそれにともなう東アジ アの政治的大変動および国際秩序の再編、その動きを背 景とする日中双方での海禁と互市の併用政策、さらには 日本の内国経済の自給自足性の高まり、などといった一 連の要因が考えられよう。

さらに第三には、日本国内の政治的事情として、将軍職が天皇から征夷大将軍に任命されるものであり、将軍が形式的には自分よりも上級の君主を有していた事実を看過すべきではない。その結果国際的に、中国皇帝を上級君主とあおぐ朝鮮国王と将軍との間に、平行関係(「敵礼」)を形成しうる余地が生じたからである。それを示す図が次の「江戸時代の日朝中国交関係」である。



あらためて言うまでもないが、幕末になって朝廷・幕府間の権力関係が変動するまでは、江戸時代の天皇は対外的には日本を代表する存在でなかった。外交権の保持者は将軍であり、天皇はそれとは無縁であった。国際関係上は、外から見えない状態に天皇は置かれていたのである。このように、天皇が外からは見えないところで、将軍の名目的上級君主であったことが、室町時代の関係が完全に復活したわけでないにもかかわらず、朝鮮国王と日本国大君の対等性を可能にし、日朝間の「交隣関係」をうまく機能させた要因となったのではないだろうか。

この点について、もう少し説明したい。そもそも日朝中関係はこうあるべきだと主張する外交理念としては、上記のような室町時代の「足利義満モデル」とは異質なモデルが、それ以前から日本には存在していた。それを模式化したのが次の「古代律令制的対外理念における日朝中関係」である。



ここに図式化したのは、日本の天皇と中国の皇帝とは 対等な関係にあるとし、その上で新羅=朝鮮は日本に服 属すべき存在であると考える対外理念である。公式令の 規定、「蕃(=藩)国は新羅、隣国は唐」はその外交理念 の表明であり、聖徳太子が遣隋使にもたせたと言われる 国書(「日出処の天子書を日没する処の天子に致す 云々」)もまた、この観念の産物であると言ってよい。

もちろん、これはあくまでも日本の古代国家の抱いていた対外理念なり目標であって、このような関係が現実のものとして実在したかどうかは、自ら別問題である。 歴史的には、一度も実現されなかったとみるべきであろう。

このような対外理念が主張されるかぎり、中華世界の中心にある皇帝との関係がうまくいくはずはないし、朝鮮との「交隣関係」など原理的に成立不可能であろう。「足利義満モデル」が前近代東アジア世界の国際秩序であった「中華帝国体制」と調和的、というよりその体制

の構成要素そのものであったのに対して、このような対 外理念はそれとは相容れない関係にあり、敵対的な性格 をもつものと言わざるをえない。

だから、もしも、この対外理念が積極的に主張され、それに合致するように対外関係を構築しなおそうとして、日本が対外行動に打って出れば、外交紛争は不可避であり、国交の断絶からさらに進んで戦争へと事態の展開は避けられなかったにちがいない。日本の天皇を中国の皇帝の地位につけようと考えた豊臣秀吉の対外行動は、まさにその実例と言えよう。実際、中国を完全に征服して天皇自らがその皇帝とならなければ、上記の観念の現実化は不可能だからである。

このように、対外的摩擦を引き起さずにはおかない対外理念であるために、それを対外行動の積極的指針とすることには多くの困難がともなう。その困難を前にして、現実的達成をあきらめ、東アジア世界のグローバルな国際ルールに順応すべく、そのような対外理念そのものを放棄あるいは現実的な妥協(たとえば遺唐使のように)を行うか、そうでなければ、逆に東アジア世界内での他者との関係の構築そのものを避ける(遺唐使の廃止後平氏政権の登場まで)ことで、消極的ながらも対外理念の防衛と保持をはかるか、いずれかを選択することになるだろうと考えられる。しかしながら、現実的な解としては、じつはもう一つの道があったのである。

先にあげた「江戸時代の日朝中関係」の模式図は、いずれも三項関係である「足利義満モデル」と「古代律令制的対外理念」とはちがって、四つの頂点を含んだ四項関係図になっている。そのことは、この関係が単一のものではなくて、二つの異なる三項関係を連結させた複合的なものであることを意味する。すなわち「江戸時代の日朝中関係」は、対外的には室町時代の「足利義満モデル」を継承しつつも、同時に対内的には「古代律令制的対外理念」を、形をかえつつ保存しているとみることができるのである。

徳川将軍と朝鮮国王が現実の国際関係において対等であるがゆえに、観念的には、それぞれの上級君主である中国皇帝と日本天皇とは対等な関係に置かれることになる。逆に中国皇帝と日本天皇が理念的には対等な存在であるがゆえに、徳川将軍と朝鮮国王とは対等な立場で国交を結ぶことができる。その意味で、「江戸時代の日朝中関係」は「足利義満モデル」と「古代律令制的対外理念」との折衷モデルであると位置づけられよう。

そのような関係が、ほぼ 200 年にわたって安定的に維持・継続できたのは、言うまでもなく、第四項をなす日本の天皇が終始一貫、東アジアの国際社会において、対

外的には見えない存在でありつづけたからにほかならない。はなはだ逆説的ではあるが、日本の天皇は、対外主権を臣下である将軍に譲渡し、自らは国際社会から見えない存在として後ろに退がるのと引き替えに、古代律令制的対外理念を全面的に放棄する事態に追い込まれるのを回避しえたのであった。もちろん、天皇が対外主権を保持しない以上、それを「対外」理念と呼ぶのは概念の不当な拡張かもしれないが、しかし将軍と天皇の関係性の中にその理念の尻尾が残っていたのは否定しえない事実である。

逆に将軍は、対外主権を保持しながらも、国内的には 形式的上級君主としての天皇を残存させることで、自ら は「古代的律令制的対外理念」の担い手となるのを免れ ることができた。将軍が天皇に代って、日本の君主とし て中国皇帝との対等性を主張すれば、彼は東アジアの国 際社会で安定的な国際関係を築くことはできない。しか し、国内的には天皇の臣下であるとの位置づけを受け入 れさえすれば、将軍が朝鮮国王と対等な国交関係を取り 結んでも(それは理念的には中国皇帝への対外的「臣従」 を内包する)、「古代律令制的対外理念」に抵触するとの 非難は最小限に抑えられるのである。つまり、このシス テムによってはじめて、「古代律令制的対外理念」を縮退 したかたちであれ保持しつつも、同時に伝統的な東アジ ア国際社会のルールに順応した安定的国交関係を構築す ることが可能となったのである。言葉を換えれば、日本 は天皇と将軍との二重君主制を採用することによって、 東アジアの伝統的国際社会の調和的メンバーとなりえた のであった。

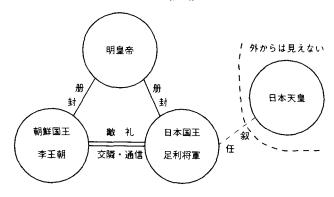
ところで、ここで分析した江戸時代の日朝中国交関係 を支えていた日本側の国内条件、すなわち

- (1) 天皇は対外主権を将軍に譲渡し、自らは対外的 に見えない存在に退いている。
- (2) 将軍は対外主権の保持者として外交権を保持するが、しかし名目的上級君主として天皇を戴いている。

の二条件は、基本的には室町時代にも存在していたと見るべきであろう(ただし、足利義満その人は将軍職を子の義持に譲ったあとに日本国王となった)。

だとすれば、最初にあげた「足利義満モデル」はじつは室町時代の日朝中関係を示す模式図としては、未だ完全なものとは言えないことになる。すでに室町時代においても江戸時代のような四項関係は成立しており、それゆえ最初にあげた図は次のように修正されなければならないだろう。

#### 室町時代の日朝中国交関係 (再掲)



以上の考察を前提にすれば、逆に天皇が外から見える存在に転化した時、言い換えれば、日本の君主として対外的にも日本を代表する存在となった時、その対外理念が古代律令制的なもののままであれば、日本の対外行動が東アジアの伝統的な国際秩序である中華帝国体制や日朝の交隣関係と矛盾し、不適合をおこすのは半ば必然的であったと言わねばなるまい。実際、そのような不適合に由来する紛争が明治維新後ただちに日朝関係において生じたのは、よく知られた事実である。

明治元年12月すなわち王政復古の大号令が出されてから約1年後に、対馬藩の藩主は新政府の命を受けて朝鮮に使節を派遣したが、その大修大差使がもたらした、明治政府の成立を通告する書契が朝鮮側に引き起こした反発は、聖徳太子の国書なるものが隋の朝廷に与えたのと本質的には同じものと言えよう。

日朝合意のもとに積み上げてきた「交隣関係」の外交ルールに違反するとして朝鮮側が問題にしたのは、すべて天皇がらみの字句(「皇上」「登極」「万機親裁」「左近衛少将」「朝臣」)であった。朝鮮側としてこれは受け入れがたい文字である。なぜなら、言うまでもないが、日本の天皇がこの種の文字を使用するのを容認することは、中国皇帝と日本天皇の対等性を承認することであり、それは朝鮮国王よりも上位の存在として日本の天皇があることを朝鮮側が認めるに等しいからである。そして、それは日本国大君と朝鮮国王の対等性の上に維持されてきた17世紀以来いや遡れば15世紀以来の「交隣関係」に終止符を打つことにつながる。

そのことは対馬藩側にもよく認識されており、外交文書の形式が400年の歴史を有する日朝間の外交ルールに違反することは百も承知の上で、敢えて実行されたのだった。使節派遣に際して、対馬藩主が「新方式の導入は従来の方式を一新し、対馬藩と朝鮮王府の間に維持されてきた外交関係を破棄するに等しいことなので、対馬との関係断絶、貿易停止の措置をもって朝鮮側がこれに

報いるやもしれぬ。たとえそうなっても、藩内一同一致協力して難局に立ち向かい、あくまでも初志貫徹につとめるように」との趣旨の布告を領内に出したことからも、それは明らかであろう。

この「大修大差使書契」の受理をめぐって生じた外交上のトラブルは、伝統的な東アジアの国際社会を支えてきた外交理念と、それとは敵対的な日本の古代律令制的外交理念との衝突にほかならない。歴史的にその根は深く、前近代であれば、この外交トラブルを起点として、日本側は先に述べたような対外方針選択の岐路に立たされ、ループを再び描くことになったであろうと思われる。

しかし、時すでに近代に入った東アジアの国際状況は 大きく変容しつつあった。そのために、その後の事態の 展開は前近代とはまったく異なる方向に進んだのであ る。アヘン戦争以降、中華帝国体制の一元性は破壊され、 東アジア世界の国際秩序は、それとは異なる原理に律さ れた、より大きな別の国際秩序(=近代国際社会)に よって包摂されつつあった。その過程で伝統的な東アジ アの華夷秩序原理は相対化にさらされ、それにともなっ て「古代律令制的対外理念」と伝統的な東アジアの国際 ルールとの間の衝突の織りなすドラマは従来とはまった く異なった環境のもとで演じられることになった。

同じ明治政府の成立通告であっても、西洋列強との外 交関係においては、この種のトラブル・不整合は生じな かった。 日本の天皇が外交文書でいくら「皇帝」(Emperor) と自称しても、それが外交ルールに違反するな どとは解釈されなかった。古代ローマあるいは中世ョー ロッパであればまた話は別だが、「主権国家の至上性」な る観念が成立し、それが国際社会を律する近代的原理と して定立されて以降、西洋諸国を中心に形成された近代 国際社会においては、国際社会を構成する主権国家は、 それ自体至高のものとして原理的に相互対等であり、一 国の君主が皇帝 (Emperor) と名のろうが、国王 (King) と名のろうが、それが主権国家の代表であるかぎりにお いてすべては同列であって、そこに原理的に優劣の関係 はない。主権者が対外的にどのような称号を名のるかは 主権国家の自由勝手であって、それだけでは何ら他の主 権国家を拘束するものではない、との解釈が定着してい たからである。

日本の「古代律令制的対外理念」はその出自において、近代国際社会を律する原理とは無縁であった。しかしながら、日本天皇は中国皇帝と対等であるとするその一点において、諸国家・諸民族を超越する、唯一の普遍的統合者としての「皇帝」という世界理念を容易に放棄でき

ない中国や朝鮮に比べて、新たに外からもたらされた近 代的な国際関係の原理に対してより親和的であり、それ ゆえにいち早くそれに順応することができた。しかもこ の近代国際法原理(「万国公法」)は、前近代には単なる 観念にとどまっていた「古代律令制的対外理念」を、か たちを変えてではあるが、はじめて達成可能なものとし てよみがえらせたのである。

外から見えなかった天皇が国際場裡に姿を現してから四十数年後、「大修大差使書契」をめぐる外交トラブルに端を発した近代の日朝関係は、朝鮮の「独立」(伝統的中朝関係の切断)を経て、韓国の保護国化と日本による併合というかたちで結局をむかえた。その時、明治天皇は旧朝鮮国王の末裔である韓国皇帝を李王に封じたのである。近代国際法原理に依拠して進められた朝鮮の植民地化の過程の最後に、「古代律令制的対外理念」があたかも「だまし絵」のようにして浮かび上がってくるのを見てとることができる。

近代国際法原理に自らの身を委ねることによって、前近代にはおよそ不可能であった日本の古代的な対外理念が、前近代とは異なる姿で実現された時代、それが東アジアの「近代」であった。

(京都大学文学研究科教授)

# イラク戦争と日清戦争

# 高橋 秀直

9・11 テロ、アメリカのアフガニスタンさらにはイラクへの攻撃、こうした一連の事態について、ジャーナリズムや学界の場で様々に議論が行われている。そしてそうした言説のなかには、大きな理念的枠組み、たとえばキリスト教文明対イスラム教文明、によって事態を説明するものがある。有名な「文明の衝突」論の流れをくみ議論がその代表といえようか。しかし、こうした理解の仕方には、まず事実から議論を出発させる手法をとる政治史家である私は違和感をもつ。

大きな理念的枠組みから政治的事件を描くとどのよう になる危険があるのか。日清戦争を例として述べてみよ う。

17 世紀後半以後、安定的だった東アジアの国際秩序は 19 世紀、西洋列強の登場により大きく動揺する。そのな かで明治維新以後の日本は、積極的に西洋文明を導入 し、国際秩序においては近代的外交原理の立場を採用し た。いっぽう清国は、アヘン戦争・アロー号戦争の敗北 の結果、一定の近代化政策をとるようになったが、それ でもなお、外交原理においては伝統的なそれを極力維持 していこうと望んでいた。ここに近代的外交原理と伝統 的外交原理の対抗が東アジア内部に生まれた。そしてこ の対抗の焦点となるのは、朝鮮である。清国にとっては 朝鮮は伝統的な宗属関係の下にある属国であるが、日本 側の位置づけは近代的な意味での独立国であった。論理 的に矛盾する両原理は両立が不可能である。そしてそれ はついに、宗属関係の否定を開戦理由とする日本の対清 開戦(日清戦争)となって爆発し、清国の敗北により清 韓宗属関係は正式に廃棄される、しかしそれは同時に日 本よる朝鮮支配、近代的な意味での属国化の開始でも あった。

大きな理念的枠組みで日清戦争を位置づけようとうす れば、こうした粗筋が容易に浮かび上がるだろう。

しかし、日清戦争にいたる実際の政治過程を精密に見るならば、こうした像が事実ではないこと、日清戦争は宗属問題が争点で起こった戦争ではないことが明らかとなる。たしかに、1894年8月1日に出された日本の宣戦の詔勅は、開戦理由として清韓宗属問題があげている。

日本が朝鮮を独立国とみなすのに対し、清国はこれを属国として扱い、日本の朝鮮改革の努力を妨害している、ゆえに開戦する、というのである。しかしこれは日本が開戦を決意した真の理由ではなかった。この時の外相であった陸奥宗光の有名な回顧録『蹇蹇録』(岩波文庫版、1983年)は、清韓宗属問題を清国との争点としようと自分が閣議で提議したとき、以下のような反対意見が出たと述べている。

「清韓宗属の問題はその歴史甚だ古く今事新しくこれを外交的争議の根拠とするはすこぶる陳腐爛熟に属し、以て世人の視聴を聳動するに足らず。……かくの如くにして争端を啓くに至れば、第三者たる欧米各国はこれを見て、日本政府は刻下やむをえざるある活問題のため清国と争議を起すに非ずして、ことさらに疇昔の旧痍を探り紛論の種子を蒔けりとの譏りを免れざるべし」(129-130 頁)

つまり、すでに「陳腐爛熟」となっている清韓宗属問題を、にわかに争点化するのは強引で説得性を欠く、という批判が他の閣員から出たというのである。

なぜ「陳腐爛熟」なのか。朝鮮の国際的位置づけをめぐる日清間の意見の対立の出発点は、1876年に日朝間で結ばれた、朝鮮を「自主之邦」と規定する江華条約である。そしてこの対立点は、1882年の壬午事変で顕在化する。しかしここで浮上した宗属問題は、その後、決着をつける決定的な動きが日清双方よりなされないまま曖昧なうちに十二年間も放置され、この1894年にいたったのである。

このように放置されたのは、主に日清両国の対応による。属国か独立かの問題は、日清双方の面子がかかっており、その決着を直接、相手国に迫ったなら、妥協は困難で、軍事的衝突にいたる危険性が高い問題であった。しかし、日清両国の政府とも自己の立場を朝鮮政府には主張するが、相手側に対しては、壬午事変や甲申事変の処理といった例外的事態を除き、それを行わなかった。双方ともこの問題を、いわばカッコにいれたまま曖昧に放置していたのである。逆に言えば、そのように扱っても日清両国にとり当面は支障のないものなのであった。

外交に限らず政治問題においては、緊急になんらかの 決着をつけなければならない問題、先の『蹇蹇録』の引 用で言えば、「刻下やむをえざるある活問題」が存在す る。しかしこの清韓宗属問題はそうした問題ではなかっ た。開戦直後の8月17日に閣議に提出した文書(『日本 外交文書』27巻1646-1649頁)で陸奥が、「彼儀式的宗 属問題」と述べ、これを争うのは「無要なる争議」であ るとしているように、清韓宗属問題とは、実質的な政治 問題ではなく、形式的・儀礼的次元の問題だったのであ る(言うまでもないことであるが、清国の言う属国とは 近代的な意味での属国ではなく、属国であることと「政 教自主」であることはなんら矛盾しない)。

そのような問題をにわかに争点として持ち出そうというのだから、日本政府内で、「陳腐爛熟」という批判が出るのは当然であり、その批判を陸奥自身、「誠に一応の理」といったんは承認せざるをえなかったのである。宗属問題は、日本政府から見ても、「少しく旧套」であり、「無要なる争議」なのであった。

清韓宗属問題は、抽象的な概念の次元で見れば、両立 困難でありながらも、現実にはそれは併存しうるものな のであった。さらにさかのぼれば、近代的外交原理に立 脚しているはずの西洋列強にしろ、それを非西洋地域に 徹底して貫徹させようとしているわけではなかった。清 韓宗属問題については、むしろ清の主張に好意的であっ たことはたとえば『蹇蹇録』が述べているところである (130-132頁)。列強は、その原理の如何をとわず自己の 現実の利害に都合の良い対応をとるのであり、ある時は 近代外交原理を表にかざし、ある時は伝統的原理とおり あう。こうした列強の非原理的な、現実的な対応は、な お生き残っていたもう一つの伝統的国際秩序であるオス マン帝国に対しても確認できるところだろう。

このように 1894 年、清韓宗属問題は、「刻下やむをえざるある活問題」ではなく、「陳腐爛熟」な問題となっていた。しかしすでに清国との開戦を決意している伊藤内閣は他に適当な名分を見出すことが出来ず、結局、これを争点として持ち出し、公の開戦理由としたのである。今回のイラク攻撃の開戦声明において、ブッシュ大統領は、開戦の根拠として、その直前までイラク批判に使ってきた大量破壊兵器の問題ではなく、イラク人民の解放なにわかに持ち出した。もちろん、イラク人民の解放は、ブッシュ政権がイラク攻撃を決断した真の理由ではなく、宣伝用の名分であろう。開戦の名分を探す悩みは、過去の伊藤博文内閣も現在のブッシュ政権も同様であったのである。

今回のブッシュ政権のイラク人民の解放の名分が将来

の史家にどのように扱われるかはわからない。しかし、 伊藤内閣の宗属関係の廃棄の名分は、開戦の実際の理由 として長くとらえられてきた。そのように見なされ続け てきた、背景としては第一に、近代日本は朝鮮の政治的 支配を一貫した国家目標としており、その第一段階とし て、朝鮮より清の影響力を排除(すなわち宗属関係の廃 棄)することを目指していたという、近代日本の対外政 策についての通念があった(この通念が成り立たないこ とに関しては、拙著『日清戦争への道』東京創元社、1995 年で論じた)。そして第二には、両立不能の外交原理の対 立の存在という理解があったと言えよう。

広い地域を長期にわたる時間幅において検討する場合、なんらかの大きな概念、体制概念や原理概念を設定することは、不可欠であろう。19世紀後半の東アジアにおける近代的外交原理と伝統的外交原理の対抗という構図は、その意味において十分に有効である。しかしそれはあくまで抽象化され理念的に構成されたものであることに留意しなければならず、現実の歴史過程の分析にそれを適用するにあたっては、論理の次元を慎重に配慮して使わねばならない。概念を安易に実体視してしまうべきではないのであり、そうでなければ上に述べたような誤解を招くことになるのである。

ほとんどの国際紛争には長く複雑な来歴があり、錯綜する利害関係の網がはりめぐらされている。大きな概念に安易によりかかるのではなく、その複雑な図を丁寧に読みこんでいくことがやはり真の問題理解への筋道であろう。イラク問題をめぐり行われている実に様々な発言。そのうち丁寧な作業をふまえたものはどれなのか。これに注意しながら聞き取っていこうといま思っている。

(京都大学文学研究科助教授)

# 平成15年度研究活動概要(報告要旨)

#### 第三回研究会

去る2003年6月21日(土)、京都大学文学研究科・東館四階のCOE会議室において、第三回研究会が開催されました。当日は、文学研究科の杉山正明氏による「モンゴル命令文の世界―ヴォルガからの手紙・ローマへの手紙」、およびラファイエットカレッジ(アメリカ合衆国)助教授のポール・バークレー氏による「日本人植民地者と原住民の交流問題―台湾の『蕃界』における通事と通訳をめぐって」の2本の研究発表がなされ、その後24名の参加者によって活発な討論が行われました。

モンゴル命令文の世界―ヴォルガからの手紙・ ローマへの手紙

#### 杉山 正明

西暦 13・14世紀のモンゴル世界帝国においては、モンゴル大カアンの命令をジャルリク jarliy(モンゴル語で「おおせ」。テュルク語ではヤルルク yarliq)、その他の各ウルス君主をはじめ皇后・諸王・将相らの命令をウゲ üge(モンゴル語で「ことば」)といい、モンゴル治下の諸地域やアフロ・ユーラシアの各国・各地域に発出された。これら複数の命令者たちから不時に出されたモンゴル命令文は、遵守遂行すべきものとして絶大の権威をもった。なかでも、唯一至上の君主である大カアンのジャルリクは、その他のあらゆる命令とは全く別次元の絶対命令であった。モンゴル帝国では、支配諸国民をも包みこんだ法体系を成文法のかたちでは遂に整備することはなかったので、これら折々に出される命令文がモンゴル治下の諸地域における法規制の根源となった。

これらのジャルリクやウゲはまず口頭でモンゴル語によって発せられ、普通にはウイグル文字で書写されたのち、非モンゴル語の人間・地域を命令対象とする場合には、しばしば当該地域の言語・文字に訳された。従って、文書化された命令文のうち、モンゴル語と非モンゴル語転訳との対訳形式のものも相当数あったと考えられ、時には三重言語・五重言語・六重言語のものもあった。また、モンゴル政権の初期には、特にアラビア文字ペルシア語ではじめから文書化されることも少なからずあったと推測される。おなじく初期のこととして、中華方面への下令に限っては、モンゴル語より漢訳された文書だけが単独で送付されたらしいが、ただしこの場合はウイグル文字による添え書きが必要であった。さらに、支配層

までが急速にテュルク語化したジョチ・ウルスでは、時代が降ると当初からテュルク語で文書発令される事例も出現する。転じて、元代中華地域やティベット方面においては、大元ウルス帝室の篤い帰依を受けて帝師もしくは国師と尊称されたティベット高僧たちも命令者となりえたが、彼らの命令原文はティベット語でつづられている。

これらの諸言語による命令文は、文書現物のほか、碑刻やその拓本、ないしは碑影・拓影および各種の石刻書・地志類への移録や、さらに各種の諸語典籍への直接・間接の引用など、さまざまなかたちで伝えられている。また、その内容も対外国書や各モンゴル・ウルス間の書簡など支配者間の政治文書をはじめ(なお、これらの国書・政治文書は結果として外交文書の意味をもつことになる)、各種の布告・諭旨・叙任・旅行証明・駅伝使用許可・保護特許・免税免役・土地物産寄進など実に多岐にわたる。とりわけ、宗教関係者とその庇護にかかわる事例の伝存が頭抜けて多い。文書・碑刻など、「モノ」としての命令文の保持・伝存がはかられやすい場合とそうでない場合という物理条件も見逃せない。

モンゴル語以下、漢語・ティベット語・テュルク語・ ペルシア語・アラビア語・ラテン語・シリア語・グルジ ア語・アルメニア語・古代ロシア語・朝鮮漢語などでつ づられたこれらのモンゴル時代命令文は、用語・体式・ 概念などの諸点において顕著な共通性がある。そればか りか、きわめて重大な事実として、その後のユーラシア 諸地域(エジプトも含まれるのでアフロ・ユーラシアか もしれない)への影響も実はいちじるしいものがある。 具体的には、明清帝国・朝鮮王朝・ティムール帝国・ム ガル帝国・カラコユンル・アクコユンル・サファヴィー 帝国・オスマン帝国・ロシア帝国・中央アジアイスラー ム諸政権などである。モンゴル命令文の研究は、モンゴ ル帝国とその時代の歴史についてだけでなく、近代以前 のユーラシアにおける文書システム(外交文書システム をも包含する)とそれに伴なう多言語翻訳機関という時 代をこえた歴史現象にもかかわってくる。こうした時空 をこえた全体研究の推進の結果、たとえば従来の通念で は主権国家体制は1648年のウェストファリア(ヴェス トファーレン)条約以後のヨーロッパにおいて始めて出 現したものであり、それ以前には明確なかたちでの国境 や条約関係、それに伴なう外交システムや文書システム は認められないとする人類史理解は誤りであることも指 摘できるだろう(ちなみに、国境・条約などについても 近代以前のアジアにおいていくらもその存在が実証でき る事例があり、ユーロ・セントリズム式の"常識"は虚 妄というほかはない)。

なお、当日の報告では以上のことを前提としたうえ で、ごく初期のモンゴル命令文の実例として極めて注目 される2件について概述した。「ヴォルガからの手紙」 は、1237年にあたる丁酉の歳の紀年をもつ「霍州経始公 廨橋道碑 | の現存碑刻拓本(漢文)をもとに、それがカ ザフ草原方面の制圧を終え、いまやロシアに打ち入らん としてヴォルガ河畔に駐営中のバトゥ(いわゆるバトゥ のロシア・東欧遠征はカザフ草原作戦の継続展開の結果 として出現した)から発せられたウゲにもとづくもので あること、霍州を含む山西地方の南半は1236年の第二 代の大カアン、オゴデイによる華北一帯の属領分割のさ いにジョチ家に与えられた分領であり、その権限者であ るバトゥが直後の1237年に遙か遠いヴォルガから中華 におけるジョチ一門の所領地に指令を出している紛れも ない具体物であること、そしてまずまちがいなく敷設し たばかりの駅伝ルートを使って極めて短時日にヴォルガ から山西地方の霍州にもたらされたと考えられること、 つまりモンゴルによる属領支配はこうした帝室・諸王家 の各分領管理の集合体としてとらえられる一面を明確に もつことなどを述べた。

一方、「ローマへの手紙」は、1246年モンゴル帝国第三 代グユクからローマ教皇インノケンティウス四世へ送ら れた有名な返書を再検討したものである。ペルシア語で つづられたこの"国書"は、1920年ヴァティカン図書館 のカステッロ古文書庫から発見され、1923年にフランス の東洋学者ポール・ペリオによって解読・訳注・研究が 公表された結果、東西の交流と文明観の相克を伝えるま たとない現物史料として多くの人々が言及してきた。だ が、この返書もまたモンゴル命令文の体式にのっとるも のであり、用語・概念の面でも当時のモンゴル帝国につ いてのきちんとした理解のうえで扱わないと正確には把 握しにくい。しかも、重要なことはここでつづられてい るペルシア語はモンゴル語の"原文"を濃密に引きづっ たいわばモンゴル語直訳体にちかいペルシア語であっ て、ペリオをはじめ従来の読みは大小さまざまな誤読と 誤解(さらに時には意図した曲解)の複合体といわざる をえないことである。こうした誤読のうえに積み重ねら れた多様な文明論めいた"考察"や王権神授説などと連 動させたがるかずかずの言説は、根本からあらためなけ ればならない。日本の東洋学者はとくにそうだが、ペリ オを巨大視したり崇拝するあまり、ペリオの仕事を"聖 化"する傾向がなくはないが、この有名な返書について も正面から見すえてやり直す必要がある。

以上の2件のモンゴル命令文については、いずれなん

らかのかたちで研究結果を公刊したい。

## 【討議内容】

- "ペン書き"碑文はどのように製作されたのか? また どれくらいの範囲、時期に見られるものなのか?
- 多言語翻訳機関として、どのようなものがあったのか? またどのような人が翻訳していたのか?
- 地方から中央への上申書の場合、どのような処理がなされていたのか?

日本人植民地者と原住民の交流問題――台湾の 『蕃界』における通事と通訳をめぐって

ポール・バークレー (Paul D. Barclay)

はじめに

1907年に台湾総督府の警察幹部、大津燐平は次のように述べている。

「今日ニ於テ蕃語通譯養成ノ準備ヲ爲スハ極メテ急務ナリ今蕃語通譯ヲ養成スルニ最モ捷徑トスルハ適當ノ者ニハ若干ノ補助ヲ與ヘテ公然蕃婦ヲ娶ラシムルニ如クハナシ蕃婦ヲ娶ルハ多少弊害アルヲ認ムルモ(蕃人ハ猜疑心深キヲ以テ蕃婦ヲ娶リタル者ハ其蕃社若シクハ其家族ニノミ利益アルガ如ク偏頗ノ處置アリトイウモノアルベク又當人が他へ轉任等ノ場合ハ蕃婦ヲ放棄シ蕃人ノ感情ヲ害スル等)猶通譯ナキニ優レリ而シテ蕃婦ヲ娶レバ失費ヲ増シ薄給者ノ堪ヘザル所ナルガ故ニ若干ノ手當ヲ給セザルベカラズ蕃語通譯養成ノ方法ヲ講ズルハ目下ノ急務ナリト思料ス」()

上記の『理蕃誌稿』の部分は、台湾原住民と日本人と の交流に関して、二つの問題を提起している。

- 1. 蕃婦を娶る政策には、どのような原因や理由があったのか。
- 2. 台湾総督府が創設された後12年も経って、なぜ蕃語通訳の養成が急務となったのか。

『理蕃誌稿』、総督府の記録、人類学の記事、管理職の 日記、台湾原住民の証言等を調べた結果として、私は次 のような解釈を提示したい。

1907年まで、台湾原住民と日本政府との交流を仲介したのは近世的な「通事」であったが、そのような「通事」は近代植民地体制には適合しなかった。清朝時代の台湾において、原住民との「外交」のための役人としては、

漢族と原住民の結婚がもたらした「蕃婦」や「蕃婆」の 通事が多かった。領台時代の初期には若干の日本人官吏 や「浪人」が原住民の女性を娶ったが、その結婚はまだ 組織的なものではなかった。大津の「政略結婚」の目的 は、「通事体制」から「通訳体制」への転換であった。

その頃、日本人と本島人に対する原住民の反抗と蜂起が本格的になり、大津と佐久間総督は所謂「蕃界」を徹底的に討伐する計画を実施した。そこで、「蕃情」を探求するため、又「蕃界」の味方を得るため、「政略結婚」が南投庁で実施された。短期的に見れば大津の政策は成功だったが、長期的には大津が予想した通り、「蕃人ハ猜疑心深キヲ以テ蕃婦ヲ娶リタル者ハ其蕃社若シクハ其家族ニノミ利益アルガ如ク偏頗ノ處置アリトイフモノアルベク又當人が他へ轉任等ノ場合ハ蕃婦ヲ放棄シ蕃人ノ感情ヲ害スル等」ということが現実となった。

一方、大津燐平の「急務」に対して「窮策」は、清朝時代から行われてきた、原住民と移植民の交流の仕方に基づくものであった。しかしながら、ここで大事な点は大津が言う「若シ不適當ナル通譯ナランカ到底理蕃ノ目的ヲ達スルコト能ハザルベシ」ということである。清朝時代から日本領台の初期まで、原住民と政府の間を取り持つ通事は所謂「蕃産」の交易によって儲けていた。そのため、政府と原住民との衝突があった場合、「通事」は自分達の利益を守るために、時には原住民の肩を持つこともあったようである。その状態を改善するために、大津は政府の配下にある下級警察官の「通訳」を「蕃界」に派遣する計画を立てた。

## 1. 清朝時代の「通事」

康熙 36 年、郁永河の『裨海紀遊』には、清朝時代の「通事」について以下のような描写が見られる(Laurence Thompson 先生の英訳による)

"In each administrative district 郡県 a wealthy person 有財力者 is made responsible for the village revenues. These men are called 'village tax-farmers' 社商. The village tax-farmer in turn appoints interpreters 通事 and foremen 夥長 who are sent to live in the villages, and who record and check up on every jot and tittle [grown or brought in by hunting] of all the barbarians 番. ... These [interpreters and foremen] take advantage of the simple-mindedness of the barbarians and never tire of fleecing them, looking on whatever they have as no different than their own

property ... Moreover, they take the barbarian women as their wives and concubines 納番婦爲妻妾."<sup>2)</sup>

上記によると、清朝の初期における台湾の「通事」の 特徴は次のようであった。

- 1700 年頃の台湾において、「通事」は通訳の役割の上に、又地方の官の下に位置し、清政府と「番」との仲介として働いていた役人であった。
- ・「社商」体制の時代には、「通事」は彼らの「番社」と 比較的長期の関係を持ち、一方「社商」は違う所によ く転任させられた。
- 「通事」はしばしば「番婦」を娶った。
- 「通事」は「愚番」からしばしば物品を奪った。

更に、『裨海紀遊』によると、「通事」や「社棍」等の中には大陸から逃げてきた犯罪者も多くいた。しかし、その「通事」や「社棍」が原住民の言語と「番情」を学ぶ方法はどういうものだったのであろうか?

「支那人の臺灣に在る者家眷を招致するを准さず是に於いてか蕃地に入りて拓墾に從ふ者は往々蕃婦を娶るに至り爲に其の弊を醸すに至り番俗雜記に所謂る『蕃女を納れて妻妾と爲す以て蕃民老いて妻なく各社の戸口日に衰微に就くを致す』の状あり且つ蕃地侵佔の弊根は茲に状在しき……乾隆二年巡臺御史白起圖等の奏疏により嗣後支那人は擅に蕃婦を娶るを得ず蕃婦も亦支那人と婚するを得ず違ふ者は即ち離異を行ひ支那人は杖一百に處して離異し土官通事は一等を減じ各杖九十に處し」3)

上記によると、1737年までに所謂「民番結婚」は一般的になっていたと思われる。このような結婚の際、移住民側には二つの動機があった。それはまず漢族の婦人が台湾にいなかったということ、次に「母系社会」にいた「番婦」を娶ることによって「蕃地侵佔」を図るということであった。一方、原住民側の動機は交易だったと思われる。19世紀の欧米人の紀行や日記には、漢族人に娶られた原住民の婦人が「交易の代表」としてよく登場する。さらに、そのような夫婦は「通事」体制と強い関係があった。また、「通事」は「頭目」のような役割があったが、清朝政府との関係は強かったとは言えない。

1857年に英国領事 Robert Swinhoe は台湾原住民についてこう書いている。

"I had the pleasure of seeing a few [原住民] women, who were married to Chinese at Pongle and Langkeaou. … a Chinaman named Bancheang, of large landed property, traded with the Kalees [高山族] of the hills… He was constantly

at variance with the Chinese authorities who had outlawed him, but could not touch him, as he was so well defended by his numerous Chinese dependants, and the large body of Aborigines at his beck. This man was wedded to a Kalee..."<sup>4)</sup>

また、1865年には英国の国際貿易大会社の通訳 W. A. Pickering が、台南の周辺について下記のように描写している。

"The chief is a "T'ong-su" 通事,"headman of the tribe, reponsible to the Chinese government(p. 117)." "The women had some knowledge of the Celestial tongue (漢語), from being employed as go-betweens in their bartering with the Chinese." "This old woman [our interpreter], named Pu-lisang, was no novice to the ways of civilisation, as she had, years ago, been married to a Chinese, and also had lived from some time with the Bangas, a tribe who formed part of the confederation." 5)

1874 年には、米国動物研究家 Joseph Beal Steere が 次のように書いている。

"The Pepowhans 平埔蕃 are in the habit of holding a market with the savages of the mountains every third day, …they are assisted in this by their habit of buying the young women of the savages for wives…The trading was principally done by the women."<sup>6)</sup>

明治七年の台湾出兵と清仏戦争をきっかけに、清朝は 1880年代には台湾の重要性を認識し始めた。1886年に 巡撫劉明伝は撫墾局という、「蕃界」を集中的な官吏体制で統制する機関を創設した。撫墾局の出張所には「通事二名乃至十餘名」がおり、「蕃人に對する通譯を掌る」仕事を担当した(伊能 1904)。この「通事」は今日の「通訳」という意味があったと読み取れる。しかしながら、他の1886年の規則により、近世的な政府と原住民との仲介をした「通事」が同時に残った。「土目を任令するものとす而して是れ等官選の土目及び通事には其の命令の範圍内に於ける職權の確保を為すため「戳記」といへる一種の公印を給付し公に關する重事及び蕃和の収領蕃地の給出等に捺用せしめたり」。

その後、台東庁では「生蕃通事ハ……所謂月支口粮ヲ 給シ大抵月額五圓ヲ以テ普通トシ……且多クハ……山野 開拓ノ認可状ヲ受ケ生蕃人を驅リテ拓殖ノ利計ヲ營ム者 寡カラズ故ニ一旦通事タリシ者ハ其所管生蕃人ノ歸服ス ルト否トニ拘ハラス各庄ニ於テ一種ノ潜勢力ヲ有シ」
っ

日本領台の前、1891年には「二等領事」上野専一が漢 族人と原住民の結婚、そして原住民婦人が外国人との交 流に慣れて来たことを再び確認している。

「平埔[番]ノ婦人ハ……北部ノ海岸ニ住居スル支那ノ漁夫等ト漸ク結婚シテ支那ノ服装ヲ用ユルト雖モ全体ノ動作上ヨリ容易ニ通常支那婦人ト識別スルヲ得ヘシ畢竟スルニ平埔番婦人ハ沈着且ツ謹愼ニシテ支那婦人ノ始テ外國人ヲ見ルヤ忽チ恐怖心ヲ起シ或ハ外國人ニ向テ悪ロシ或ハ其面ヲ隠クシテ逃走スルカ如キコトナシ故ニ何等ノ人ト雖モ彼等ニ向テ言ヲ通スルハ彼レハステ答フルニ躊躇セサルナリ (8)

撫墾局が創設された時の「一區々域に於ては蕃婆を置き蕃人の應接待遇に當らしめ(重に蕃婦にして支那人に婚嫁したる者より取る)蕃人の山を出で局に来るや酒食を饗し」の条は、「民蕃」夫婦が原住民と交流する役割を担っていたことを示している。

#### 2. 日本領台初期の「通事」

台湾が割譲された 1895 年 5 月、台湾総督に属した最初の中国語「通訳」が大陸から渡台した。日清戦争に従軍したその通訳は、大抵「官語」を話したが、殆どの台湾人が話していたのは福佬語或いは客家語であった。そこで、筆談以外に意志疎通を図るため、日本人「通訳」の他に台湾人「副通訳」が必要になった。日本人「土語通訳」は試験に合格し、相応の等級と給料を貰った。しかしながら、「蕃界」に行くためには、「通訳」と「副通訳」の上に「蕃語通事」が必要だった。「蕃界」の言語状態は複雑だったので、地元に住んでいた者以外、誰も「タイヤル語」や「パイワン語」や「ブヌン語」等が分からなかったのである。そのため、日本人の守備隊や撫墾署(清撫墾局の模倣)の探検隊や樟脳商人等は、「蕃界」に入る際に「通事」を雇った。

下記の1896年『太陽』に掲載された記事は、19世紀末の過渡期における「通事」体制を的確に描き出している。「通事とは、土人の蕃語を能し蕃情に通ずる者にして、一社若くは敷社(社は番人部落の稱)に一人あり、貿易、交通、交渉等何によらず兩間に周旋するものにして社丁は即ちその下に屬し、一社に必ず一人あり。されども通事、社丁とも常に蕃社に在るにあらず、要なきときは家居して別に業を營み、自己の要あるか又は人に雇はるゝに及んで出でゝ事を辦ずるなり。又此通事社丁となるには、志望者之を官に稟し、官之を准じて蕃人に通ずるの慣例にして、蕃人は官の通知を信じて萬事を委任するも

のなりといふ。其収入の如何は知らねど、一旦通事社丁となりたる者は終身罷むることなしと聞けば、思ふに少なからざるものなるべし。」<sup>9)</sup>

1895-96年に派遣され、宜蘭、大嵙崁、苗栗、台東の 「初蕃会見」に参加した「通事」の多くは、「民番」夫婦 と関係があった。日本人の探検隊と原住民が出合った 際、「土語」(台湾語)が出来る「蕃婦」が毎回来ていた。 1895年9月に橋口文藏殖産局長が、総督府民政部の代表 として初めて頭目との面会に参加し、そして「ワシェー ガ」というタイヤル族の女性と4人の大嵙崁社住民が橋 口と一緒に台北に戻って来た。「ワシェーガ」は当時19 歳、「十六歳の時或支那人に嫁し昨年故ありて離縁とな り今は後家なりといふ少しく臺灣土語を解し得て其服装 も支那婦人服の古着を着け髪も怪しげなる束髪に結べり |<sup>10)</sup>。その探検隊は日本人の「通訳」も使ったが、「通訳」 は直接原住民の相手と話せなかった。日本人の最初の 「蕃語通事」は原住民頭目の娘を娶ったが、その「蕃通」 (近藤勝三郎) は官吏ではなかった。むしろ近藤は「蕃 産」の商人として、たまに総督府に雇われることもあっ た11)。台東県では、相良長綱撫墾署長のもとで、清朝時 代の「土目及び通事……公に關する重事及び蕃租の収領 蕃地の給出」に相当する通事に対して、小額の手当を毎 月支払っていた。

上記のように、領台初期の「通訳」は政府に身分と給料を保証された官吏であり、相応の語学試験に合格した者であった。一方「通事」は「蕃語」が出来た漢族人、又は日本語や漢語が出来た原住民や「民蕃」夫婦等で、役割は原住民と非原住民の仲介をすることであった。

以上のことから、清朝時代と同様、「通事」のイメージ や評判はあまり良くなかったといえるだろう。1896年に は斉藤賢治という樟脳商人が、次のように述べている。

「通事のことを臺灣では『トンツウ』と申し……生蕃語を学んで通事を使はぬやうにするが第一の急務です、此の譯は……通事を使ふを不利益と申す譯は何時も通事は生蕃の方の肩を持つとが多く、製造人の方の利益を圖るものは少ないです」。12)

また、1896年、殖産局長押川は次のように述べる。

「蕃民撫育ニ最必要ナルモノハ適當ナル通事ヲ得ルニ在リ蓋シ言語不通ノ蕃民ヲシテ能ク我ガ誠意ノ存スル所ヲ知ラシムルハ獨リ通事ノ力ニ頼ラザルヲ得ズ然ルニ既往ノ實歴ニ徴スルニ通事中往々言語ノ通ゼザルヲ奇貨トシ中間ニ在リテ……」。<sup>13)</sup>

言語が通じないのを「奇貨トシ中間」で不正をなすとの疑念がつきまとう「通事」の他に、総督府は「蕃婦」を探偵や「使」として利用していた。以下の例はその代

表的なものだと思われる。

- ・1895 年 12 月、「蕃人を綏撫するの策を講ずるを以て 最も急務となし乃ち北方生蕃の女にして現に城外熟蕃 人の家に嫁せると使とし物を與へて日本官吏来着の旨 を公に告げ」(『読売新聞』)
- ・1897年「八月二日渓頭社蕃ノ警アリ……天送埤ニ住 スル生蕃婦(舊政府ノ所謂蕃婆ナリ)ヲシテ山ニ入リ 探偵ヲ爲サシメタリシ」(『台北州理蕃誌』)
- 1902 年 12 月、「南投廳埔里社支廳に於ては兼て北蕃 より出山移住したる蕃婦イワン……を霧大社に入らし め馬那邦蕃討伐等に付蕃人が如何なる観念を有するや を捜らしめたる」(『台湾民報』)
- 1903 年 11 月、「南澳蕃情偵察の爲め入蕃したる北蕃 婦タッパス……は叭哩沙支廳を出発して」(『台湾民 報』)

残念ながら、上記の「蕃婦」が日本人官吏とどのよう な交流の方法を持ったかについては、はっきり記録され ていない。恐らく、その原住民の女性は日本人に娶られ たものと思われる。「生蕃近藤」以外にも、1896年頃に最 初の埔里社撫墾署長桧山鉄三郎がパーラン社の頭目の娘 を娶り、また軍人及び弁務署長である「竺紹珉」という 日本人も頭目の娘を娶っている(『報知新聞』;『台湾協会 会報』)。1899年までに、日本人と原住民との婚姻率は上 昇していた。「蕃地ニ於ケル事業ノ興起ニ伴ヒ蕃界ニ入 リテ居住スル者ノ漸ク多キヲ加フル結果内地人或ハ本島 民ニシテ蕃婦ヲ娶ル者ナキヲ保セズ」をきっかけに、地 方弁務署長里見義正が台北知事村上義雄にこのように 言った。「蕃人ト結婚シ又ハ蕃地内ニ家屋ヲ建築スル事 等ハ實ニ不測ノ紛擾ヲ生ジ延キテ蕃人間ノ争論トナリ再 ビ轉ジテ掠首ノ兇行ヲ惹起スルコト有」。 1737 年の清朝 規制のように、里見は原住民を娶ることを規制するべき だという案を提出した。村上の返事に記された調査項目 の草案を見れば、里見の恐怖が理解できる。

「一、内地人ノ妾ト爲リタル者ハ再ビ蕃人ニ嫁スル コト能ハザルカ

一、遺棄セラレタル者アルヤ否若シ有リトセバ其ノ 後該蕃婦ノ動静及ビ蕃人感情如何」(『理蕃誌稿』)。

「遺棄セラレタル」蕃婦の問題の他に、蕃婦を娶った内地人は「通事」として、様々な怪しい活動に参加した。 桧山鉄三郎は1897年の「強盗事件」で退職させられ、近藤勝三郎は政府の「蕃産交易禁止」を犯したため容疑者となり、「竺紹珉」は管轄下の原住民を偽ったため住宅が焼き払われた。1897年に総督府は日本人通訳の不足を改善するために「土語通譯兼掌特別手當」体制を実施した(『理蕃誌稿』)。「土語通譯兼掌」は語学試験に合格した警 察官に対して毎月一円から七円までの手当を支払うとい う規定だった。その時、「土語」は「蕃語」をも含むとい う勅令が出されたが、蕃語兼掌の希望者は閩粵語兼掌通 訳より少なかった。更に、蕃語の銓衡の仕方は難しかっ た。そのため、1907年に政府が「土語」と「蕃語」を区 別し、蕃語兼掌通訳の水準を変更した。「蕃語ニ付テハ試 問ヲ省略シ又ハ口述試問ノミヲ行フコトヲ得……試問ヲ 實行シ難キ場合ニ於ケル特別變通ノ處理ヲ爲シ得ルノ途 ヲ開ケルモノニシテーハ銓衡委員ニ於テ本人ノ履歴及ビ 實務ノ審査ノミニテ銓衡シーハ其銓衡ノ際機關トシテ通 事其他蕃語ヲ解スル者ヲ介シテ之ヲ行フニ當リ便宜上口 述試問ノミニ止マルヲ得ルコトゝナシタルナリ」(『理蕃 **誌稿』**)。しかしながら、同年に大津麟平が言うように、 「各線ヲ巡視スルニ何レモ蕃語通譯ノ缺乏ヲ感ズ然ルニ 漸次包容蕃人ノ楡チスルニ從ヒ益々之ガ必要ヲ感ズルニ イタル」(『理蕃誌稿』)。

#### 3. 佐久間佐馬太時代と大津燐平の『政略結婚』政策

「政略結婚」の証拠は色々な史料に見いだせるが、その 中から以下の事例をここに紹介する。

「旧南投廳時代に於ては蕃情の不穏打続き、蕃地の 擾乱絶へざる爲め、當局に於ては窮余の策として、 有爲なる職員に対しては受持部内の頭目、勢力者等 の娘を妻として迎えしめ、以て蕃情を収拾を策した る例あり。」<sup>14)</sup>

この政策は1910年に始まったと考えられる。三つの有名な「政略結婚」は全て霧社の周辺で行われ、それらは佐久間総督の「五箇年計画理蕃事業」と関係があった。

- 近藤義三郎 (小次郎) と Tewasu Rudao/Diwas
   Ludao/秋娃絲・魯道) 1910年
- ・佐塚愛祐と Yawai Taimo/Yawai Temu/ 亜娃伊・ 泰月 1912 年
- ・下山治平と Pikko Taure/貝克・道雷 1911 年 近藤小次郎や佐塚・下山等の名前と身分は、「生蕃近藤」と違い、『旧植民地人事総覧:台湾編』に見いだせる。そして、山辺健太郎(編)の『現代史資料 (22):台湾(二)』や戴國煇(編)の『台湾霧社蜂起事件研究と資料』には「政略結婚」が公文書で言及されている。さらに、丸井主治朗の「撫蕃に関する意見書」(1914) もその政策を的確に指摘していた。また、最近の日本語で書かれた「証言」の中で、高永清(ピホワリス)の『霧社緋桜の狂い咲き:虐殺事件生き残りの証言』やアウイヘッパへの『証言霧社事件:台湾山地人の抗日蜂起』や林えいだいの『台湾秘話:霧社の反乱民衆側の証言』等が

「政略結婚」について論じている。

一方、大津麟平の『理蕃策原義』(1914)には、その政策に関する文章が全くない。『台湾人口動態統計』(1905-1935)の「種族(細別)に依り分ちたる結婚」の中には、「生」又は「熟蕃」妻と「内地人」夫の結婚が存在していなかった。佐久間総督の「五箇年計画理蕃事業」を記録した『理蕃誌稿』第三巻にも、「政略結婚」が言及されていない。つまり、「政略結婚」は一定の範囲を超えて「公然」の政策であったというわけではなかった。そのため、このような「結婚」もしくは「蕃婦関係」の実数は確認し難いと思われる。以上見てきた中で、私がもっとも指摘したい点は、「政略結婚」は清時代前半から続いた「通事問題」と密接な関係があったということである。

(Dept. of History, Lafayette College, USA 18042 慶応義塾訪問研究員〔2002 – 03〕)

(E-mail: Address: barclayp@lafayette.edu)

注

- 1) 大津麟平警察本署代理の深坑宜蘭蕃界視察復命書、4/3/ 1907 (『理蕃誌稿』(1918))。
- 2) Laurence G. Thompson, "The Earliest Chinese Eyewitness Accounts of the Formosan Aborigines," *Monumenta Serica* 23 (1964).
- 3) 伊能嘉矩(編)『台湾蕃政誌』1904。
- 4) Robert Swinhoe, Notes on the Ethnology of Formosa (London: Frederick Bell, 1863) quoted from Henrietta Harrison, ed. Natives of Formosa: British Reports of the Taiwan Indigenous People, 1650 – 1950 (Taibei: Shung Ye Museum of Formosan Aborigines, 2001).
- 5) W. A. Pickering, *Pioneering in Formosa*. London: Hurst and Blackett, Ltd., 1898 [Reprint 1993, Taibei: Southern Materials Center]
- 6) Joseph Beal Steere. Formosa and Its Inhabitants. Paul Jen-kuei Li (ed.). Taipei: Institute of History (Prepatory Office) Academia Sinica, 2002.
- 7) 『台東植民地予察報文』中国方志叢書·台湾地区·第三一〇号。
- 8) 参謀本部『台湾誌』(1895.1)。
- 9) 中島竹窩、「生蕃地探検記(上)」(『太陽』2,21(10/20/1896))。
- 10) 『東京朝日新聞』。
- 11) Paul D. Barclay, "In Search of Iwari Rōbao and Kondō the Barbarian: Solving the Interpreter Problem on Taiwan's "Savage Border", Women's History Workshop, Academia Sinica, Taipei, March 20 2003.
- 12) 斉藤賢治『台湾協会会報』 4 (1899.1)。
- 13) 「撫墾署長心得要項」(6/1896)(『理蕃誌稿』(1918))。
- 14) 台湾総督府警務局編『務社事件誌』1930 (『台湾務社蜂起事件:研究と史料』(1981) 所収)。

## 【討議内容】

- 「通事」の役割は夫婦でどのように分担されていたのか?
- 「政略結婚」政策の存在は、特別の手当支給の規定などによって裏付けることはできるのか?
- ・「政略結婚」の事例はどれくらい存在したのか?
- ・大津の「政略結婚」政策によって、もともといた「通事」の没落は見られるのか?
- ・朝鮮などでも見られるが、清朝の側に立って働いた原 住民側の通事が台湾では確認できるか?
- ・後の国民党による、軍人と「山地人」との婚姻奨励政 策との関連は?

## 第四回研究会

去る2003年8月1日(金)、京都大学文学研究科・東 館四階のCOE 会議室において、第四回研究会が開催されました。当日は、ハーバード大学教授のフィリップ・ キューン氏によって「中国の社会慣行と移民の生態学」 (原タイトル: Chinese Social Practices and the Ecology of Migration) と題する研究発表がなされ、その後 26名の参加者によって活発な討論が行われました。

中国の社会慣行と移民の生態学

#### フィリップ キューン (Philip A. Kuhn)

社会構造・文化を含めた「組織化」は、集団が一つの単位として振舞い環境に適応することを可能にする。また「生態系 ecosystem」は組織化された集団とその環境との適応の相互関係、すなわち「環境、集団、組織化の相互作用」である。ここで私はこの人類生態学の概念を五世紀以上にわたる華人の移民集団の歴史的経験、とくに彼らの社会制度が変化する環境に適応する時の歴史的経験に広げてみたい。

国内移住であれ国外移住であれ、移住先の社会と移住元の社会において、「ニッチ」と「回廊」という二つの生態的要素が人々の生活に影響を与える。「ニッチ」とは、集団やその一部が生活することのできる資源空間(場所と職業)であり、「回廊」とは移民、資源、情報が移住元と移住先の社会を往復する社会空間のことである。移住元の社会における生態的ニッチとしての移民生産は、移民が移住先の社会で占めるニッチを補完するものであ

る。

中国の社会慣行の要素として、ニッチと回廊は17世 紀以降に広まった国内移住・国外移住の不可欠な要素で あった。生育可能なニッチを探す挑戦は、全ての移民集 団が経験しなければならないものであり、新しい環境に おける足がかりとして、ニッチは生計を確立する最初の 一歩として機能した。これに対して回廊は移住元の環境 の延長であった。移民は多様な社会的帰属の様式(経済、 文化、親族)を保持していたので、物理的に住んでいる 社会よりも一層強固に元の社会の方に結びつけられてい た。回廊の維持は一時滞在の本質であり、移民は精神的 にも行動的にも彼らの国、文化、人々との関係を恒久的 に断ち切ろうとはしなかった。回廊は空間的側面も持っ ていたが、主として社会的・経済的なものであった。「移 民社会」とは移住先の移民自身と移住元の同族や隣人を 含むものであり、それは故郷の一部でもなければ移住先 の一部でもない特殊地帯に存在していた。ニッチと回廊 は時代や環境とともに著しく変化し、その相互作用は移 住の歴史の中で継続するパターンを形成した。この二つ の要素は相互に他方を補完するものであり、一方が維持 できなくなれば他方も立ちゆかなくなる性質のもので

中国南方沿岸の社会は多様な方言集団と強大な宗族によって知られているが、これが排他主義の社会的構造、すなわち自らを一つの利益集団と強く同一化し、他の利益集団と不可避的に競争関係となる傾向を生み出している。しかしこの排他主義は移民の「ニッチ」や「回廊」の創造と運用に重要な役割を果たした。海外移民は自然に国家的集団として結びつくことはなく、むしろ相互の排他的区分を強調したが、この強化された排他主義は適応を極めて容易にし、故郷から遠く離れたところで成員に保護と配慮を提供することのできる強い内的結合を持ったグループを形成するという機能を持っていたと考える。また経済的「ニッチ」(特定の方言集団が特定の場所においてある職業を独占すること)への分割は、職業の聯合を通して費用のかかる競争を減らし、生存をより容易にするのに役立った。

労働代理人制度は国内移住において伝統的に存在した中国の賃金労働の特徴であった。故郷以外の場所での仕事は、慣例的に包工、工頭などの労働代理人を通して手配され、募集から労働者の衣食住、賃金の支払いまで彼らに委託されたが、移民の管理もこの慣行の延長としてみることができる。移住における仲介者=協力者の役割は、コネと特殊な知識によって移民がトラブルや危険を避けるよう手助けすることである。しかしより根本的な

ことは親族、方言、地域、職業などの親近性であり、一般に彼ら協力者は依頼人と親近的関係を持っている。協力者は移民が入手できない特殊な知識の持ち主であり、仕事や住居、安全を提供できるコネを相手先に持っていた。歴史的に協力者は、現在のように(地位や賞賛といった社会的なものも含めた)「儲け」のために従事していた。協力者はしばしば契約を完了し自ら労働者の募集者として商売に従事する帰国移民(老客)であった。自らの村・宗族を中心に活動するこの種の「頭」とその労働者の関係は、強制的というよりも調和的なものであった。

協力者の商業利益は良性(自発的移民を助ける)か悪 性(不本意な移民を搾取したり誘拐したりする)のいず れでもありえた。協力者というカテゴリーには、正規の 旅行代理人から組織的犯罪者に至る人々が含まれてい る。東南アジアでは義兄弟(秘密結社)の役割は決定的 である。中国沿岸の輸出港の義兄弟の役割はあまりはっ きり理解されていないが、条約港の代理人=協力者は一 般に義兄弟の関係を持っていたと考えられる。あらゆる 種類の仲介は運賃の負債を引き受ける余裕のある金持 ち、すなわち商人エリートが相手先の社会にいることを 必要としていた。定着した商人エリートは華人社会の核 の役割を果たし、仕事や住居、食品や日常品などの条件 を提供すると共に、中国への送金網の必要な結節点とも なった。しかし例えばカリフォルニアの移民の場合、商 人エリートが蘭領東インドのプラナカンや海峡植民地の エリート達のように富や政治的コネを持たなかったた め、排斥の時代に華人移民が被害者となり、取り残され ることを回避できなかった。

代理人の概念は、移民サービスとでも呼ぶべき商業的「ニッチ」の重要性を示している。移民の手配にまつわるほとんど全ての行為が利益を生み出す事業になった。例えばアメリカの排華政策のように、外国政府によって移民を追い出すために建てられた障壁でさえ、それをすり抜けて越境するサービスが高度な技術を要し、かなりの報奨をもたらすことから商売の機会となったのである。

以下、16世紀以来の華人移住における五つの生態史的 側面の概略である。

#### (1) 国内移住

帝国後期の中国の生態系は、人口に対する可耕地の少なさから、農家の労働力をその農業生産の外部への再分配を余儀なくさせる、適応の相互作用を含んでいた。可耕地を増やすために莫大な労働投資が土地開発に当てら

れたが、それでも可耕地の面積は人口の三分の二の速さ でしか増えなかったため、商業、労働輸出、移住が一般 的な家庭の生き残り戦略となった。商人・工人・労働者 など商業的移民は現地社会の土着の集団だけでなく他の 方言群からの移民とも競争せねばならず、出身地・血縁 などの排他的な絆によって生き残りを図った。排他主義 はもとの社会に富を還元し、さらに多くの労働と資本を 遠方の商業的投機に補充する回路を支えていた。利用可 能な資源空間に効率的に労働を分配することで生産力を 最大化するという生態的原則は、しばしば男たちを外地 へ働きに遣ることを意味した。 家 estate household を 単位に考えると、送り出す家族・外に出た男性の双方が 相互に利益を保障していた。また会館や公所のような同 胞組織により一時滞在者の経済的ニッチを限定・保護 し、故郷との絆を通じて人、情報、資源の継続的交換を 維持するという構造は、海外にも容易に拡張し得た。

#### (2)初期ヨーロッパ植民地主義

16世紀はじめからヨーロッパ人がアジアの東方に進 出するようになると、すでにマラッカ、マニラ、ジャカ ルタなどで活動していた中国人商人はやがて国際商業シ ステムの東南アジアセクターの形成におけるヨーロッパ 人の協力者となってゆく。植民地の貨物集散地で、中国 の一時滞在商人は植民地の保護者の下で特権的な経済的 ニッチを見出した。これらのニッチは、一番上のレベル では徴税請負制度を構成しており、それを通して中国人 の商人エリートは植民地統治における準官僚機構として 機能した。彼らは常に政治的軍事的権力を持つ保護者に 依存しているが、彼らの技術と資本に依存する弱い植民 地行政にとっては「不可欠なよそ者」、強力であるが危う い存在であった。彼らはヨーロッパ人が脅威を感じれば しばしば容易に駆逐され虐殺された。一方で彼らは現地 でクレオール社会を形成・維持するという、植民地の環 境に対するもう一つの独特の適応によってその危うさを 相殺していた。

シャムとベトナム南北の諸王国は17世紀以来膨張し続ける華人集団のホストであり、その意味ではこれら東南アジア独立諸王国の未だ植民地化されざる君主制もヨーロッパ人植民地と類似していた。要するに、中国人が東南アジアへ移動した環境は、彼らを必要とする保護者国家及び彼らと競争する関心もなければ準備もない現地の集団とによって特徴付けられていたのである。

# (3) 植民地統治の強化と大量移民

19世紀、競合するヨーロッパ産業諸国家の成長は、植民地の資源のより徹底した搾取と海外領土の直接的統治をもたらした。母国政府に任命された植民地官僚を通じて、より多くの資源と利益を得るために、東南アジア社会により深く入り込むための様々な手段が講じられたが、中国人はこの動きにすばやく順応した。彼らは金貸し、請負人等としての地位を確立し、増大する輸入品の流入と彼らの農村市場への浸透は、中国人の商業的ニッチを広げることとなった。

19世紀末になると、東南アジアにおけるヨーロッパ支配の強化は中国人にとってより挑戦的で危険な環境を生み出した。徴税請負とそれを中心とする保護のネットワークという、古い植民地のニッチは植民地主義自身の変化と共に変容してゆくが、中国人エリートは地位とアイデンティティの新しい文化的指標を探すことで適応した。すなわち一方では中国における改革、国家建設運動に連動した表面的な再中国化を押し進め、その一方ではヨーロッパ文化と国籍を通して植民地権力との同化が強化された。この二つの潮流は中国人社会の中で社会的地位を維持するための重要な適応であり、また中国人エリートの経済的地位に対して政治的保護を獲得する手段でもあった。

東アジアへの植民地の圧力強化に伴って中国沿岸部における西洋の支配が確立され、それは労働の大量補充と輸出を可能にした。輸送のスピード化とコストの低下によるより流動的な回廊が形成され、移住先の社会において中国人社会が構造的に変化し、また植民地地域のそれとは全く異なる環境へ中国人の移住ルートが拡張された。さらに治外法権の条約特権による西洋の商業代理人の参入、また中国による移住と帰還の合法化が移住の回廊をますます強化し維持することになった。

大量移民はまた東南アジアの移民社会の構成をより複雑にした。生態学的に中国の移民における「集団」は、最も一般には方言群のことを意味し、中国語の「幇」に相当するが、これらがそのアイデンティティや機能を保持しつつ「中国」の集団の中に入れ子の形で存在することによって、多層の生態的適応が可能となるのである。

大量移民は新世界と南洋州へという移住ルートの拡大 を含んでいた。それらの地域には政治的権力者や原住民 の集団から中国人社会の保護を確保できる強力な商人エ リートが居なかった。彼らにとって特別の有用性を持つ 植民地制度がない中で、北米への移民は他のエスニック 集団からの競争に直接さらされ、最終的には極めて保護的な民族集団である「チャイナタウン」という形で生き延びることとなる。

## (4) アジアのナショナリズムと植民地主義の終焉

19世紀末に始まるアジア各地でのナショナリズムの高まりを受けて、海外華人社会のいくつかの層が中国革命とそれが生み出した国民国家にアイデンティティを求めたが、それは移民の適応にとって二つの正反対の結果をもたらした。「中国」アイデンティティの主張は中国政府による保護を引き出すと共に、方言群の境界を超えた汎中国のアイデンティティを確立する枠組みを提供し、移民社会に社会構造的影響を与えた。一方でこのような汎中国運動は全体として中国人社会の適応に悪影響を及ばすものであった。それは外国(とりわけ汎中国ボイコットの対象であった日本)との関係を損なわせたために植民地政府の反感を買った。汎中国運動はまた中国人社会と、いくつかの点で脅威を抱いていた現地人との関係を複雑にした。

#### (5) 20世紀後期の再構成

冷戦構造の中で閉じられていた中華人民共和国とアメリカ、カナダ、オーストラリアなどとの国交が回復するにつれて、移民の移住パターン、移住ルートのシフトが見られるようになる。台湾・香港など先進的技術と教育を持った移民が台頭するとともに、中華人民共和国の統制が緩まったことで、中国国内の巨大な労働移民と海外への恒常的な移民の流れが許されるようになった。かなりの者が非合法に出入するようになる一方、1970年代以降は留学がますます重要な移住の回路になってきている。同時に途絶えていた古い回廊の関係が再構築され、新しい回廊が再構築されつつある。この新しい段階の重要性はまだ解明の余地が残されている。

#### 【討議内容】

- 「ニッチ」と「回廊」の概念は、「ネットワーク」概念 と比べてどのような有用性を持つか?
- 「ニッチ」の概念は地理的なものか、それとも社会的なものか?
- 「ニッチ」の営みをマーケティング行為として捉えて 良いか?
- 「排他主義」と「競争」との関係について。
- 議論の対象として「家」に注目しているが、「宗族」を

議論の対象としなかった理由は?

・日本では19世紀から20世紀の中国と現代中国を類似 のものとして扱う傾向があるが、この議論の中の(3) と(5)の段階にも類似性が見いだせるか?

#### 第二回国際シンポジウム(第五回研究会)

去る 2004 年 1 月 10 日 (土)・11 日 (日) の二日間、京 都大学文学研究科・東館四階の COE 会議室において、 第二回国際シンポジウム(第五回研究会)が開催されま した。10 日には、慶北大学校教授・京都大学文学研究科 招聘教授の張東翼氏による「1269年「大蒙古国」中書省 の牒と日本側の対応」、およびコルゲート大学準教授の デイビッド・ロビンソン氏による「モンゴル元朝の遺産 と明朝の皇室」の2本の研究発表がなされ、その後参加 者を交えた活発な討論が行われました。また11日には、 南開大学教授の杜家驥氏による「清朝と漠北モンゴルに おける政略結婚の諸問題」、および崇実大学校教授・京 都大学文学研究科招聘教授の河政植氏による「危機のな かの王朝と幕府(一)」の2本の研究報告がなされ、同じ く参加者を交えて活発な討論がなされました。

なお、参加者は38人でした。

#### 〈1月10日(土)〉

1269 年「大蒙古国」中書省の牒と日本側の対応

#### 張 東翼

ユーラシア大陸をまたにかける世界的な帝国を建設し た大蒙古国による日本招諭と、これに続く2次にわたる 日本遠征すなわち蒙古襲来は、これまで異民族の侵入を 経験したことがない日本にとって、大きな衝撃であっ た。したがって、日本の学界では比較的早い時期からこ の問題に対する関心が傾注され、現在に至るまで数多く の業績が蓄積されてきた。また、その研究レベルにおい ても非常に深度の高いものとして行われてきたといえ る。今日では、江戸時代以来最近までの研究成果に対す る学術史的な研究(川添、1977)もなされており、既往 の研究が日本中心の一国史的な理解に傾倒したのではな いかとの批判的な見解(杉山、2002)もあって注目され る。また最近、鷹島の海底から第2次日本侵攻の際台風 によって大きな被害を受けた麗元連合軍に係わる多くの 遺物が引き上げられ、この分野の研究に新たな活力源と して作用するものと期待が寄せられている。

かかる蒙古襲来に関する研究は、日本学界の主導のも と中国および韓国学界においてもある程度なされてい る。しかし、前者が中国および韓国側の資料を比較的に 幅広く利用している反面、後者の場合は主に自国側の資 料のみを利用しているため研究の視野が自国史の範疇に とどまる傾向にある。今日の国際化時代をむかえ、蒙古 襲来に関する問題は、一国史の範疇を飛び越えアジア史 全体の問題として取り扱う必要がある。また、日本の学 界で蓄積された研究成果および批判的見解に基づいて、 より次元の高いレベルへと研究の質を向上させることは もちろんのこと、そのための新しい認識を整えること と、既往の研究で看過してきた資料の発掘が優先的にな されるべきである。

本稿では、既往の研究成果において見過ごされていた 資料に基づいて、蒙古襲来の前段階として蒙古政権によ る日本招諭、特に1269年(至元6、文永6)蒙古国中書 省が高麗を通じて日本に送った牒を中心にして、日本側 の対応について考察を行っている。ここで考察されたこ とを簡単に整理すると、以下のようにまとめられる。

1269 年大蒙古国中書省および高麗慶尚道按察使の牒 は、韓・中両国に当時の文書の原形が残されている例が ほとんどないことを考えると、古文書学的にも非常に注 目される資料の1つであるといえる。中書省の牒は、当 時の蒙古国の最高政務機関である宰相職運営の一断面を よく示しており、慶尚道按察使の牒は、他の日本の資料 に収録されている高麗の外交文書とともに当時の地方官 らがもっていた官職の状況を理解する手助けになる。

さらに、これら牒は、蒙古国の日本招諭のための提案 がより鮮明に収録されており、この時期に緊迫して展開 された中・韓・日の3国の外交関係をより具体的に浮き 彫りにする資料ということができる。その中で蒙古国中 書省の牒は、この時期前後に日本に送られたクビライの 国書に近いレベルで穏健な文面になっているが、これよ り3年前クビライが日本を招諭するために発給した国書 の内容より、具体的に闡明すると同時に若干の脅迫性を 持っている。これもまた日本の来属を要求したもので、 日本に隣接した高麗の状況を伝えながらも日本も臣属し た場合高麗のような待遇が受けられると説得したもので ある。あわせて、同年2月蒙古の使臣団が対馬島に到着 したとき、日本側が武力で応じたことを寛大に受け入れ ながらも、この過程で捕まえた日本人2人を送還するこ とを通告した。そして、最終的に日本側が臣属を拒否す る場合、軍隊が動員され戦争が起りうることを明らかに

示している。これとともに送られた慶尚道按察使の牒により、高麗が友好的な関係にある日本に蒙古の使臣団を 案内することになったのは蒙古の圧迫によりやむを得な いことを示しながら、黒的・殷弘らによって逮捕された 倭人2名を送還するとの事実を通告したのである。

この2通の牒に対する日本側の具体的な対応を見せてくれる資料は見当たらないが、これに対処した返事の草案のみが残されている。その中で、蒙古国中書省に対する太政官の返事は、使臣団の到着、蒙古との交渉がなかった点、そして歴代以来の日本の状況などを記述しているが、抽象的な面があることは否めない。次いで臣属を要求してきた中書省の牒に対しては如何なる対応も示さなく、武力の使用については批判的な立場だけで叙述しているが、これは蒙古と直接的な接触関係を結ばないという日本朝廷の意志を表わすものと推測される。これに比べ、慶尚道按察使に対する大宰府守護所の返事は比較的具体的に作成されており、これは両国が一定の外交関係を維持していた結果と思われる。しかし、高麗に対しても不満がなくはないことを暗示する痕跡も見受けられる。

最後に、早い時期において蒙古侵入について多くの関心を持っていた日本の学界が、何故これら牒の存在を把握できなかったか、ということが疑問として残る。さまざまな推測が可能であるが、まず綿密な資料の調査が行われなかった可能性を、その要因の1つとして挙げることができる。もう1つは、神国と自負していた日本の王城を、武力でもって踏みつけようとする夷狄'蒙古'の牒は、江戸時代以来日本の知識層にとっては決して許すことができないことだった、という理由からかも知れない。

# [参考文献]

- •川添昭二『蒙古襲来研究史論』 雄山閣出版社、1977 年
- ・杉山正明『逆説のユーラシア史』 日本経済出版社、 2002年。

#### 【討議内容】

- ・朝鮮史における「北朝」の用法の変遷について、及び 中国史・ベトナム史における「北朝」「南朝」の用法と の比較の可能性について
- ・朝鮮史における自称としての「皇帝」の用法と外交に ついて
- 中書省の牒そのものの文献学的性格について
- ・蒙古襲来の研究に対する日本史学と東洋史学のアプローチの違いと本報告の持つ可能性について

# モンゴル元朝の遺産と明朝の皇室

#### デイビッド・ロビンソン (David Robinson)

十二世紀から十三世紀にかけて、チンギス=カンと彼の継承者達は空前絶後の大帝国を建立した。モンゴル帝国の支配が各地の経済・政治・文化・技術・芸術・人口・農業等等に対してどういう影響を与えたかについては、いまでも激しい論争が続けられている。いずれにしても、当時モンゴル帝国各地の宮廷一大都・上都・スルタニエ・バグダード・サライなどの諸都市は、学問・宗教・芸術・政治の中心として世界中に有名であった。モンゴル帝国崩壊後もなお、ユーラシア各地に新しく出来た王朝は、モンゴル時代を一つの基準としてその政権を建設した。とりわけモンゴル帝国崩壊直後の十四・十五世紀を生きた野心的指導者にとって、モンゴル帝国の遺産は極めて重要であった。自分の政権の正統性を確認するため、誰もが積極的にモンゴル帝国の遺産を利用しようと考えたのである。

モンゴル元朝の遺産に対する明朝の態度を理解するた めには、ユーラシア全体規模で考えてみる必要があろ う。明朝はモンゴル支配が中国の礼楽を混乱させたとい う点を批判しながら、その一方で元朝の正統性も認め て、モンゴル帝国の遺産を利用しようとしたと言える。 明太祖はモンゴルの言葉・衣服・名前・音楽・葬礼など を用いることを繰り返し禁止し、純粋な漢族である漢朝 と唐朝の制度・風俗を恢復するという「決意」を度々強 調した。しかしそれと同時に、明太祖は元朝の様々な行 政体制と軍事制度をほとんどそのまま踏襲した。また雲 南・遼東など歴代の中国中央政府が支配出来なかった地 域も、元朝の支配領域であったがために、明朝の版図に 入るべきという意識を強く持っていた。明太祖は積極的 にモンゴル人を明朝の軍隊に取り込んだ。さらに彼は元 朝の高麗貢女制度も踏襲する意図も持っていたようであ る。以上の諸点から考えて、明太祖には元朝の継承者と いう一面があったと言って間違いない。儒教・仏教・道 教、さらに中国風の民間宗教の伝統を利用しつつも、明 太祖は元朝の遺産の持つ力も有効に発揮しようと考えた のである。

明成祖はより一層、モンゴル帝国と自己の帝国とを同一視した。宮崎市定は「彼の意図するものは、中国人の中国ではなく、中国を中心とした東亜共同体の形成で

あったに違いない。言い換えればこれは元帝国の復活である。かれは自ら元の世祖の再来を以て任じたと見られなくもない」と指摘した。その他多くの研究も明成祖の外交と軍事活動に対する熱意を強調する。

本報告では、明朝の朱氏皇室と khaghan カアンとし ての元朝遺産、とくにクビライ(元世祖)との関係を考 えてみたい。従来は、カアンとしての明朝皇帝のアイデ ンティティは十分意識されてこなかったようである。そ の理由の一つは、現存する文献の性質に求められる。明 朝宮廷の研究で主に用いられてきた文献は『明実録』『皇 明制書』『大明集礼』のような官側の編纂資料、あるいは 個人の文集である。性質は異なるが、両方とも士大夫の 手で書かれた記録である。言うまでもなく、明朝官僚た る士大夫の価値観・自意識及び政治的・文化的理想と明 朝のそれらとは、必ずしも一致していなかった。文献資 料は書き手の主観から完全に自由ではあり得ないもので あり、明朝皇室とモンゴル帝国との関係を理解するため には、その扱いに十分注意しなければならない。こうし た文献上の諸問題を克服するため、できるだけ質と立場 の違う様々な資料を利用する必要がある。

宮廷肖像画は皇帝あるいは政権全体の自意識、及び政治的・思想的・文化的イメージを理解する上で重要な資料の一つである。最もよく知られている明朝の宮廷肖像画は、故宮博物院に所蔵されるものである。それらの宮廷肖像画の中の皇帝の姿は時代により変化が見られるが、大体において皇帝は宮殿内の玉座に座り、中国風の服装を身に付ける。この種の絵画には多かれ少なかれ皇帝を伝統中国の理想的な帝王として描く傾向が見える。

宮廷肖像画のもう一つの種類として、いわゆる行楽図がある。明朝皇帝の自己イメージとしては商喜の「宣宗行楽図」が意味深い資料である。まず注目すべきは場所である。一般の皇帝肖像画と違って、皇帝も周りの宦官も宮廷の内部にいるのではなく、また皇帝は玉座に静座するという姿でもない。皇帝は野外で馬に乗って、非常にダイナミックな場面として描かれている。特に強調すべきは皇帝の衣類である。宣宗は氈笠(笠子帽)というモンゴルの帽子をかぶり、元代の比甲に極めて類似した乗馬用の衣服も着ている。

明朝皇帝がモンゴルの衣服を着るのは単に習慣的なものである、あるいは宣宗の衣服は軍事に対する関心を反映するという説があるが、「宣宗射猟図」(北京故宮博物院)に描かれた明朝皇帝の姿はあたかも元朝のカアンを見るようである。モンゴル帽子をかぶり、モンゴル服を着て、中国の天子が鹿を追っている。「宣宗猟騎図」にも同様に宣宗がモンゴル服を着て、馬に乗って、野外で活

動する姿が描かれる。絵画の細部を見てみると、鞍の下の精緻な毛皮は「元世祖出猟図」に描かれたクビライの 毛皮を想起させる。いわゆる繋腰合鉢は内陸アジア民族 に特徴的なものであり、元代の多くの絵画に見受けられ るが、繋腰合鉢は商喜の「宣宗行楽図」にも周泉の「狩 雉図」にも見える。『大明集礼』『礼部志稿』等所載の記 事によれば、明朝宮廷で行われる「撫安四夷之舞」を演 じる者も、繋腰合鉢を帯びていたという。「明憲宗行楽 図」(北京故宮博物院) はより明朝らしい絵画であるが、 憲宗はやはりモンゴル帽子をかぶっている。さらに、宦 官は繋腰合鉢を帯びている。

元朝と明朝の間には顕著な連続性が見られ、明朝の政治史や外交史・文化史等あらゆる領域に深い影響を及ぼした。その連続性の一面として、明朝皇室と元朝遺産との関係を以上簡単に述べてきた。明代宮廷絵画を通じて、十五世紀の明朝皇帝のうち幾人かはモンゴル人の服装・元朝のカアンというイメージに驚くほど一致する。この描き方は偶然ではなく、むしろ意識的な政治・文化手段ではないだろうか。また正徳年間までは、明朝皇室によって、元朝と同様チベット仏教が手厚い保護を受けた。錦衣衛などに所属する達官の比重もひときわ目立つ。明朝親衛と元朝 kesiq とには皇帝権力の象徴であるという共通点もあった。さらには諸王の王陵の俑に見られるモンゴル衣服の影響も指摘できる。

以上様々な資料と視角から明朝における元の遺産を初 歩的に考察したが、ここから一体どのような結論が導き 出されるであろうか。まず、明朝の多様性には十分注目 しなければならない。明朝の政策は内向き・後ろ向き・ 排外的であったとみなされることが少なくない。確かに そういった面もあったに違いないが、それらをあまり強 調しすぎると、皇室内部のあり方に対する視角を見失う ことになる。以上の諸資料が示したように皇室と異国と の繋がりは緊密かつ多様であった。こういう関係が深け れば深いほど、国際的にも国内的にも、明朝皇室の特殊 な位置が確立された。ユーラシアの国々に接触する際、 あらゆる政権の承認をうけるような王権が必要とされた のであり、その意味で、モンゴル帝国の継承者の一つと いうアイデンティティは大きなプラスになった。国内的 には十五世紀より、文官官僚が直接的にも間接的にも皇 帝の権力にますます挑戦するようになっていった。この 挑戦に対する方策として、文官官僚が支配できないカア ンという王権の拠り所は魅力的であった。換言すれば明 朝とは単一なものではなく、極めて複雑な統合体であっ た。士大夫の手で書かれた記録に依存しすぎてはこの有 り様を見失うことになる。できるだけ様々な文献と現物 資料、さらには建築物なども利用しながら総合的に考察 する必要があるのではないか。明朝の皇室の実像を探求 する仕事はこれからの課題として残されている。

#### 【討議内容】

- 絵画資料……地域を超えて横並びに検討することによる可能性について
- 明の皇帝とモンゴルのカアンが交渉する時、どのよう な文書・言語を用いていたのか?
- ・元・明における「断続」と「連続」をどのように捉えるか?
- モンゴルの海に対する政策と明との関係は?
- 軍隊制度の性格及び世襲制のあり方を考えた時、「達官 | をモンゴル人と見なしてよいのか?

## 〈1月11日(日)〉

清朝と漠北モンゴルにおける政略結婚の諸問題

#### 杜 家驥

#### 一、清朝と漠北モンゴルの婚姻概況

婚姻関係によって辺境の各少数民族のリーダーを抱き 込み、これによってその中央との隷属関係を強化するの は、清朝満洲皇帝が辺境を統治する一つの長期的な国家 政策である。その中でも大砂漠の南北の「藩部」である モンゴルとの婚姻は、重要かつ主要なものである。

このテーマであつかう漠北モンゴルとは、現在のモンゴル共和国の領域であるが、当時は清朝の領域の内にあり、その主体は次の四つの大きな部―(東から西へ順に)チェチェン=ハン部、トシェート=ハン部、サイン・ノヤン=ハン部、ジャサク=ハン部である。この中でサイン・ノヤン部は雍正三年にトシェート=ハン部より分かれて独立の部となっており、これ以前は三つの部であった。

『玉牒』の記載によれば、清朝満洲の皇族はかつて漠北モンゴルのリーダーの一族と三十九回にわたって婚姻関係をむすんでいる。康熙三十六年から清末に至るまでの二百十年の中で、四人の公主(皇帝の娘)、二十六人の宗室王公の娘(ゲゲ)がモンゴルへ嫁ぎ、そのほかの九回はモンゴル王公の娘が満洲王公の子弟に嫁いでいる。

# 二、いくつかの重要な政治的婚姻についての紹介と分析

[一] 康熙三十六年、康熙帝はその娘である恪靖公主をトシェート=ハンのチャハンドルジ=ハンの孫であるドンドブドルジに嫁がせている。トシェート=ハン部は漠北モンゴルのなかでも勢力が大きい部の首長で、チャハンドルジはこの部のハンであり、漠北モンゴルに崇拝されている活仏ジェブスンダムバは、チャハンドルジの弟である。ドンドブドルジもまたチャハンドルジの直系の孫であり、この部のハンを将来継承すべき存在であった(ドンドブドルジの父は当時すでに世を去っていた)。それゆえ康熙帝は婚姻によってその部をあやつることで、漠北モンゴルに対する統括を強化しようとしたのである。

#### 〔二〕清朝とセレン(策凌)一族との婚姻

セレンは元々トシェート=ハン部のリーダーの弟であり、幼少期は康熙帝によって宮中で養育されたため、皇室に対して緊密な感情をもっていた。成長した後、康熙帝はその第十番目の娘である純愨公主に対して彼に嫁ぐよう指示し、数年後彼を漠北モンゴルの故郷に帰している。雍正三年、清朝はトシェート=ハン部を二つに分けて、別にサイン・ノヤン部を設け、セレンを大ジャサクとしてこの部を統領させた。その後、また定辺左副将軍を授けて漠北四部モンゴル兵を統領させ、漠北モンゴルの西部のウリヤスタイなどに駐屯させた。清朝のこれらの動きは、漠北モンゴルに対する統制を強化し、西部のジュンガル部モンゴルを食い止める重要な意義を有していた。

乾隆二十一年閏九月、まさに清軍が漠南漠北のモンゴル兵と一緒に漠西のジュンガル部モンゴルを討伐しようとするとき、漠北モンゴルのチングンジャブが清朝に対して叛乱を起こした。そこで、乾隆帝は急遽セレンの子チェングンジャブに命じて兵を率いて叛乱を平定させ、並びに「娃娃親」と呼ばれる形式でチェングンジャブと姻戚関係を結び、この叛乱を平定した将軍をあやつろうとした。チェングンジャブは清朝に忠実に従い、兵を調達して討伐し、すみやかにチングンジャブの乱を平定した。

〔三〕清朝とドルジ・セブテン及びその末裔の婚姻関係

雍正七年、清朝が両路大軍を配置して漠南漠北モンゴ ル兵とジュンガル部モンゴルを征伐したこの年、雍正帝 が自分の養女を和恵公主に封じ、ダンジンドルジ・セブ テンに嫁がせた。トシェート=ハン部のジャサク郡王であったダンジンドルジは清朝皇帝がその将才を高く評価した将軍であり、当時は漠北モンゴル兵を統領する副将軍の職に任じられていた。和恵公主とエフドルジ・セブテンが相次いで世を去ると、乾隆帝は孤児になった和恵公主の子サンザイドルジを引き取って北京の皇居の中で養育し、彼が大きくなった後エフとした。彼の妻は乾隆帝の父方の従姉妹である。サンザイドルジの子もまた幼いころから皇居で育てられ、大きくなったあと皇帝の指名により結婚し、皇室のエフとなった。父子ともに結婚の後、漠北モンゴルに戻されて、要職を担任した。

# 三、清朝皇帝の漠北モンゴルエフ・姻親に対する重点 的な役割

清代、中央の漠北モンゴルに対する統御は漠南モンゴルに比べて厳しかったことは、主に次の点に表われている。

- 1. 軍隊は清朝が派遣して任命された官員が握っている。各部には中央が任命した副将軍がおり、しかもウリヤスタイ将軍に統轄される。
- 2. 行政上は、ウリヤスタイ将軍と後に設置したクロン 大臣が直接管理する。

ウリヤスタイ将軍は当初漠北モンゴル人が任命されたが、後に満洲旗人が充てられるようになった。クロン大臣は満洲大臣とモンゴル大臣合計二人で、咸豐十一年以前、モンゴル大臣が印を掌り、筆頭におかれていたが、以後は満洲旗人の大臣が印を主管し、位はモンゴル大臣の前におかれた。

ここで注意すべきは、その前期すなわち漠北モンゴル 人の任用が主たる段階では、前述三家の皇室の姻戚が重 点的に任用されていたことである。ウリヤスタイ将軍 (定辺左副将軍) は雍正十一年の設置より乾隆三十八年 に至るまでの四十年間、基本的にセレン・チェングン ジャブおよび同じくセレンの子のチェブデンジャブが担 当している。乾隆三十四年以前というのは、まさに漠西 のジュンガルが清朝と漠北モンゴルで対立したときであ り、清朝が出兵し最終的にその部を平定したとき、漠北 モンゴル兵を統轄し漠北西部に駐屯したのはウリヤスタ イ将軍セレンとチェングンジャブ父子であった。彼らは ひたすら清朝に忠実に職責を果たし、漠北モンゴルを安 定させて清朝に隷属し、清朝の対北疆統治の安定及び最 終的にジュンガル部を平定したことに重要な役割を果た した。クロン大臣はトシェート=ハン部のクロン(現在 のウランバートル)に設けられ、トシェート=ハン部・

チェチェン=ハン部およびロシア辺境の貿易、そして活 仏ジェブスンダムバなどに関する事務を行なった。ジュ ンガル部が平定された後、これらの事務は清朝が漠北モ ンゴルおよび北疆を管理する上で重要なものであった。 乾隆二十二年のクロン大臣設置から咸豐十一年までモン ゴル大臣が印を掌り、首位におかれていたが、この百年 あまりの間、清朝皇帝が任用したのは、基本的に和恵公 主と恪靖公主の子孫であった。歴任のサンザイドルジ・ ユンタンドルジとその子ドルジ・アラブタン、およびロ ンブドルジとデレクドルジはみな満洲皇室のエフまたは エフの子である。咸豐十一年以後、クロン大臣には満洲 旗人(漢軍八旗旗人・モンゴル八旗旗人を含む)が主に 印を掌ることとなり、清朝による直接統治が実現する が、これ以前のモンゴル人クロン大臣が実権を握ってい た過渡期を通じて、両家の皇族姻戚はもっとも清朝皇帝 の信任を得て、この主要な役割を果たしたのである。

# 四、婚姻関係によるマンジュ・モンゴル混血の末裔及 びマンジュ・モンゴル・漢族混血の末裔問題

清朝満洲皇室と漠北モンゴル貴族の通婚は数十回に達しており、生まれた混血の末裔も少なくない。満洲皇室からモンゴルへ嫁いだ人の方が多いため、彼女らが漠北モンゴル王公の家で生んだ漠北モンゴルに属するモンゴル・満洲混血の末裔は、その中の主要な部分を占める。漠北モンゴルに嫁いだ娘の中には、満漢混血、すなわち満洲皇帝や王公が漢軍旗人の娘を娶って生まれたものもおり(これは『玉牒』の中に明記されている)、それゆえこれらの満漢混血の娘が漠北モンゴルの王公の家に嫁ぎ、生んだ子女はすなわちモンゴル、満洲、漢族三族の混血になる。

異なる民族の男女が結婚して生まれた混血の末裔は、 民族融合の現象に属し、満洲の公主、ゲゲらが漠北モンゴルに嫁いで、漠北モンゴルにモンゴル・満洲・漢族三族の混血の末裔を生んだことは、注目に値する。このような民族の融合現象及び具体的な史実や人物については、現代の人々も知っておくべきことである。

#### 【討議内容】

- ・ 漠北・ 漠南モンゴルとの政略結婚に見られる時期的・ 地域的な特徴について
- ・政略結婚がなされる層の厚み、幅の広さは南北で大き な差があったと見てよいか?
- ・外藩蒙古と八旗蒙古・八旗満洲の三者間での婚姻関係 はどのようなものだったか?

- それぞれの当事者が自らのアイデンティティをどう位置づけていたのか?
- クロン大臣の制度的変化がもたらす摩擦 不満などについて

危機のなかの王朝と幕府(一)

### 河 政植

#### 1. はじめに

アヘン戦争と太平天国という清朝の内憂外患は、東アジアの伝統秩序が近代の国際秩序への変容を遂げる出発点となった。同時に、それは、各各の体制が機能不全に陷っていた朝鮮と日本にとって、'危機としての現代' 以外何ものでもなかった。

19世紀半ば、両班官僚制国家朝鮮と幕藩制国家日本は 国内矛盾と対外的危機の激化によって体制崩壊の危機に 直面する。支配層にとって、体制の保持は、差し迫った 課題であった。異様船と黒船、農民蜂起と一揆はその危 機を、内修外攘と尊王攘夷はその課題への対応を象徴す る。このような状況で、大国清国の内憂外患一アヘン戦 争と太平天国一に対する情報が伝わる。危機意識は拡 大・深化し、体制保持はより切迫した課題となる。

本研究は朝・日両国の支配層が入手した対外危機情報の性格、それに対する認識、対応策の樹立過程、認識と対応の背景をなす支配層と支配構造の性格、歴史と国内外現実に対する支配層の認識などを、構造的かつ有機的に分析し、その類似性と相異点を明らかにする。一国史の観点から事案別に、ミクロ的に進められてきた従来の研究を止揚し、東アジアの観点から朝・日両国の近代の出発点、そしてその出発点の土壌を見直そうとするものである。

本研究は前半部で第一次アヘン戦争を、後半部では太平天国と第二次アヘン戦争を取り扱う。本報告はその前半部である。19世紀半ば、東アジア国家にとって、西洋は強い軍事力、邪教(基督教)、アヘンを持って押し寄せて来る夷狄であった。なかでも一番大きくて直接的な圧力は軍事的脅威であった。西洋の軍事的脅威を如何に認識して、またそれにどう対処したのかというのは、東アジア各国の近代への展開様相を決める最も大きな要素であったと言えよう。第一次アヘン戦争は東アジア国家に対する西洋からの軍事的侵略であった。そしてこの清朝

の外患は、隣接国にとっても対岸の火事ではなかった。 ならば、体制崩壊の危機に直面していた朝鮮王朝と徳川 幕府は、第一次アヘン戦争についてどのように認識し、 また、いかなる対応をしたのか。

日本のそれについては、すてに 1960 年代から活潑に研究され、その成果も数多く、多岐にわたる。アヘン戦争の情報が危機意識を高揚させ、幕府の天保改革の契機になったことが明らかにされている。それに関する韓国の研究は、1980 年代から始まって、その成果も豊富とは言えないが、西洋の侵略に対する朝鮮支配層の認識は徹底しておらず、その対応も安易であったとする。

本報告が扱う第一次アヘン戦争時期は類似性よりは相違点の方が目立つ。類似した状況で、同じ事案についての情報であったにも拘らず、何故あい異なる認識と対応になったのか。そのちがいは、情報そのもののためであったのか、体制と状況によるものであったのか。あい異なる認識と対応の背景にも注目してみたい。

#### 2. アヘン(戦争)情報と朝鮮王朝

朝鮮王朝は、燕行使節を通じてアヘン及び第一次アヘン戦争関連情報を持続的に入手した。また国境地域の湾府(義州)の官員も情報を伝える。国境地域の情報網まで動くということから、関心の強さと持続性が示される。

1832 年、アヘンに関する情報が入るが、1837 年からは 持続的に情報が入る。アヘン輸入の増大による害毒の拡 散、銀価の騰貴、その対策の講究、清英間の対立と第一 次アヘン戦争の経過等が主な内容である。1840 (憲宗 6) 年、李正履は"清朝の危機は朝鮮の危機でもある。海防 を堅くすべし"と主張する。同年 8 月、清・英間の軍事 的衝突の第一報が伝えられる。1841 (憲宗 7) 年 3 月、 "英咭唎国によって乱が起こる。大したことではないが、 騒擾は少なくない。戦争になったのは、英咭唎国人に交 易を許さなかったため"と認識される。

1842 年 4 月、戦争の続報が、同 12 月には戦争の終結と南京条約の締結に関する続報が伝わる。1843 (憲宗 9) 年 3 月、"既に和親したと言うが、'侵漁之弊'はない"と報告される。翌 1844 (憲宗 10) 年 2 月、"英咭唎に広東始め四処での互市を許可した。侵擾之端無く中外は晏如である"と伝わる。1845 (憲宗 11) 年 3 月には"英夷は広東・福建・浙江等省の濱海の地で拠住しながらほしいままに振る舞う"事も伝わるが、朝鮮王朝は、清国の敗北を一応'領土を失わない敗北'と認識した。

戦争が終り和約が結ばれたにも拘らず、アヘンはます

ます氾濫していることが連続的に伝わる。朝鮮へのアヘンの流入可能性は、当然ながら一層高まった。1848(憲宗 14)年 3 月、アヘン吸煙道具を携帯して帰国する画員 朴禧英が義州で逮捕された事件は、アヘンに関する警戒 心を一層高める契機になる。アヘン問題は次の哲宗代にも警戒される。

『海国図志』初刊本50巻は1845年に伝来される。それ以後、相当量が受入され、国内では抄略本も製作された。アヘン戦争の関連情報が知識人の間に流布され、ソウル地域の知識人達の間では西洋に対する危機意識が拡散されたことも知られている。しかし危機意識の拡大は朝鮮政府の海防対策には繋がらない。このように海防書籍の受入と普及、一部の知識人の危機意識にも拘らず、政府次元での海防論議とか対策の模索はみあたらない。

1845 (憲宗 11) 年 6 月、英国軍艦 (Samarang 号)等四隻の異様船 (乗組員 200 余名) が済州近海の島から西南海域の島々を転伝したことが知られる。清英間の交戦以降であっただけに大きな衝撃であった。この事件はただちに清の礼部に通告された。こうした処理方式は、1832 (純祖 32) 年の英船ロード・アマースト号来航時の対応例に従ったものである。また徳川幕府にも知らされた。

異様船に対して、このような措置を取ったのは、異様船対策はこれからも全体的には東アジア国際秩序に従うことにしながら、必要な場合、独自的判断により、それなりの補完対策もともに取ったことを意味する。

#### 3. アヘン戦争情報と徳川幕府

徳川幕府は第一次アヘン戦争の情報を唐国風説書と和 蘭風説書を通じて入手した。極めて大きな関心事であっ たたけに、別段風説書も提出させてさらに詳しい情報を 得ている。

1839 (天保 10) 年 8 月、和蘭風説は広東でのアヘン取締りの情報を伝える。翌 1840 (天保 11) 年 7 月、同じく和蘭風説によって英清間の戦争の情報が伝わる。戦争の原因は"唐国の無理非道な行為"と断定されていた。ほぼ同じ時期に唐風説も入る。その内容は、英人によって清国にアヘンが流布していたこと、林則徐によるアヘン取締りがあったこと、またそれが原因となり道光十九(1839) 年秋九月、清英が交戦に至ったこと等を伝えた。

清英の交戦の情報が入って間もない9月、長崎町年寄 高島秋帆は、清英の戦争は清朝の敗北であると断言し、 清朝敗北の原因は武備にあると指摘し、日本も砲術を西 洋化すべきであると幕府に上申した。老中水野忠邦は、 これを目付一同に検討させる。12月、保守派の意見を結集した鳥居耀藏の反対意見書が出た。これを受けて、伊豆韮山代官江川英龍は駁論書を書き、西洋砲術の採用を主張した。水野忠邦は西洋砲術の採用を企図し、1840年12月、高島秋帆を幕府官吏に任命し、翌年5月に西洋砲術の示範を行わせる。

同年12月の唐風説は、六月にあった乍浦港と定海県での戦闘を伝える。この風説では清国の領土の一部が英軍に占領されたと記されている。そして、1841(天保12)年には3月、6月、12月の3回の唐風説が入った。

隣国である大国の清国がイギリスの軍事力によって領土の一部が占領されたという風説は、幕府の一部に大きな衝撃を与えた。1841年1月、老中水野忠邦は、側近の佐渡奉行川路聖謨に宛てた手紙の中で危機意識を示す。そこで水野は"清国の出来事を自国の戒めにしたい"と記す。佐藤信淵もアヘン戦争を'天地開闢以来未曾有の珍事'とし、海防論を主張する。8月に徳川斉昭は、改革推進意見書を水野忠邦に提出する。

1842 (天保 13) 年 6 月、和蘭から二つの秘密情報が入る。その内容は、英国は日本に軍艦を派遣して通商を要求するが、もし拒否されたら武力に訴えるつもりである、というイギリスの侵略可能性であった。この情報は幕府の危機意識を拡大させ、改革推進の必然性を高め、対外政策転換に決定的な影響を及ぼすことになった。その結果、幕府は7月、異国船打払い令(無二急打払令)を撤回し、薪水給与令に転換した。そして8 月からは江戸湾防備体制の改革を本格化させた。

#### 4. 情報・構造と状況

# (1) 朝鮮王朝

朝鮮王朝に伝えられた第一次アヘン戦争に関する情報は、朝鮮政府の通常的な情報体系に依って入手したものであった。燕行使節が直接清国現地で探知した情報ではあるが、第一次アヘン戦争は、短い期間であったし、戦闘地域は使行路からも離れていたので、使節の直接見聞はできなかった。主な情報源は清朝の官辺であったが、京報は特に重要視された。それ故、清朝の状況認識が京報のような官辺文書に表れ、それがまた朝鮮使節の情報探知に反映されるのである。

19世紀中葉になると、朝鮮政府は、清朝中国を中華秩序の主宰者として確実に認識する。政権掌握の正統性を欠いており、政権を握り続けようとする勢道政権にとって、やむを得ぬ選択であったと言えるだろう。17世紀から続く、朝鮮知識人たちの大明義理論、反清的北伐大義

論、小中華意識は、次第に清朝の繁栄と安定さを確認し、その一方で、18世紀以来の朝鮮社会の複雑な諸変化があったことによって、その虚構性が露呈されて変化と屈折を余儀なくされたのである。このような対清意識の変化は長期間にわたる清朝との交流を通して確認され、理念的な葛藤をへてなされたものであった。

第一次アヘン戦争期間は憲宗代 (1834 ~ 1849) に当たり、勢道政治が本格化していく時期である。19世紀中葉の勢道政治下では、少数の権力集団が備辺司を通じて国政を掌握していたので、文班政治構造はそのまま維持されていたが、それはすてに形骸化していた。王権の弱化は著しいが、観念的な王の権威は高められていた。政治運営の論理は保守論理で一貫しつつ変革の波を遮断し、政敵の浸透や新しい政治勢力の進出を統制していた。

憲宗代の政局は金祖淳家門と趙萬永家門がおおよその 均衡をとっていた時期である。これという程の明確な政 治の争点もなかったし、社会経済的な諸矛盾はまだ爆発 しない内燃状態であったから、表面的には安定してい た。民衆の抵抗も未だ本格化されていない段階であっ た。基督教徒の増加と異様船の出没は、支配層に危機感 を持たせたが、その危機感は必ずしも深刻ではなかっ た。国防体制は、その実際の機能はともあれ、体制とし て存在するのは儼然たる事実であった。

# (2) 徳川幕府

徳川幕府は、長崎に来る和蘭商人と清国商人が齎す風 説書を通して第一次アヘン戦争に関する情報を得た。和 蘭風説は清英間の紛争から南京条約の締結までの戦争の 経過を詳しく記していた。英国の入城がそのまま反映された情報であって、特に清朝の敗北が強調されていた。 それに比べて唐風説は局地的な内容に止まり、また、流 説や希望的観測が混ぜ込って客観性を欠いている。しか しそれはたまたまアヘン戦争の激戦地の一つである乍浦 の商人が伝えたものであったため、臨場感と速報性に富 む。それはまたオランダ語のような和訳が要らない漢文 でもあったので、戦闘に関する記述は生々しく且つ強烈 な印象を与えた。そしてその情報は、日本国内の危機意 識が非常に高まっている時期に伝わったのである。

徳川幕府にとって、大国清国はより観念的に認識されている存在であった。徳川幕府の中国認識の基になる情報は凡て間接情報であった。その情報は琉球、長崎、対馬を通じて入ったものであり、幕府の官吏が直接唐国に行って探知したものではない。そのため、より新しく、より刺激的な情報に遇えば、中国観も変わる可能性が多かった。

第一次アヘン戦争期の間は幕藩制解体過程の最後の段

階であり、祖法である鎖国もその根本が問われることになった。すなわち内憂外患の体制的危機が本格的に現れた時期である。その危機を建て直そうとした幕府の天保改革とも時期的にほぼ一致している。

幕藩体制は分権体制でありながら、将軍専制の強い統 制力をもって高度の中央集権を実現した。統制の対象は 朝廷、大名、寺社、農民と町人であった。緊張と葛藤が 内在する構造であった。その緊張と葛藤が表面化し、幕 府の権威と統制力が低下したのである。18世紀末から朝 幕間の緊張が高まる。幕府支配の補強の為に形成された 尊王論が、そこでは幕府を批判する根拠の論理として展 開されて行くことになる。幕藩の間にも亀裂が生ずる。 幕藩両方ともに深刻であった財政難の打開策をめぐって 生ずる葛藤が代表的であった。民衆の抵抗も全国的に広 がる。全般的な体制矛盾の累積の上、天保の大飢饉 (1833, 1836) と米価暴騰が重なり、一揆・騒動がつづ く。1833年、1836年、1837年には一揆・騒動が年間100 件を越えた。 36 年から 38 年の間、甲州郡内一揆、三河加 茂一揆、大坂大塩平八カの乱、越後柏崎の生田万の乱、 能勢一揆、佐渡一国騒動等の大一揆と蜂起がつづく。

対外関係の危機も深刻化した。文化年間(1804~18)に起こったロシアとの蝦夷地紛争では、将軍の武威が問われた。1808年にはフェートン号事件が起ったし、相次ぐ外国船舶の到来で、幕府は1825年に異国船打払い令を出した。1837年に起ったモリソン号事件は、異国船打払い令の危険性と内実を供わない強硬な攘夷策の持つ矛盾とが表われた事件であった。島国日本は鎖国を固守してきたにもかかわらず、海そのものが防衛網であった。長崎を除くと然るべき防衛施設がなかった。外国船による海運の阻止、または江戸湾の封鎖は大きな恐怖であった。江戸湾防備は焦眉の急となっていた。

1820年代から支配層は内憂外患の危機を認識しはじめるが、1830年代にはいるとその危機意識は一層高まる。松平定信は1825年6月、その危機を、"泰平二百年、只おそるへきは蛮夷と百姓の一揆也"と簡単明瞭に整理した。この危機は時間とともに拡大、深化していく。そして1838年、水戸藩主徳川斉昭は、戊戌封事を出して、現在の時局を深刻な外憂内患であると、より具体的に診断し、速やかに改革を行うべきであることを建議した。

アヘン戦争に関する情報、特に清朝の劣勢という衝撃 的な情報は、このように日本国内の危機意識が非常に高 まっている時期に伝わったのである。その結果アヘン戦 争の情報は支配層に差し迫った危機を実感させ、対外的 危機感を増幅させる役割をはたしたのである。

そしてアヘン戦争の情報は、天保改革の重要動機の一

つとなった。改革の使命を帯びて出帆したのが水野政権であった。しかし、水野政権には改革を推進し得る権力基盤が弱かった。改革の敵対勢力である保守派と共存しながら改革を推進しなければならなかった弱体の水野政権にとって、幕閣や諸大名を改革に動員するためには、切実な改革の当為性が必要であった。英国による大国清朝侵略の情報は、水野忠邦の改革の推進力にもなったはずである。

#### 5. むすびにかえて

東アジア国家に対する西洋からの軍事的侵略であった 第一次アヘン戦争は、体制崩壊の危機に直面していた朝鮮王朝と江戸幕府にどう伝えられ、またどのように認識されていたのか、また朝鮮王朝と江戸幕府はいかなる対応をしたのかについて整理してみた。類似した状況で、同一事件の情報であったにも拘らず、その認識と対応においては相違点が目立つ。相異なる認識と対応の背景をそれぞれの情報、体制と状況によって説明を試みてみた。

清朝の内憂外患は1850年代から1860年代に本格化される。太平天国と第二次アヘン戦争である。その清朝の内憂外患の余波は当然ながら朝鮮と日本にも及ぶことになる。朝鮮王朝と徳川幕府には太平天国に関する様々な情報が入る。内憂の鑑であったはずの太平天国に関する情報は広範に伝播され、支配層と先覚者達の歴史と現実に対する認識及び思想形成に影響を及ぼすことになる。

日本の場合、太平天国の情報は幕末の激しい変化の過程であまり大きな影響力を持たなかったかに見える。しかしそれは、1853年のペリー来航、開国の問題等の複雑な政治社会的変化にだけ眼が向けられていただけのことで、実際は影響力があったと考えられる。すなわち、それは伏流化されていたのである。一方、朝鮮王朝は太平天国を非常に危機的なものとしてとらえ、情報の蒐集と管理に力を尽くす。1860年の北京陥落と重なって危機意識が一層高潮する。そして1862年の壬戌農民抗争を契機に、三政釐整という改革を進めることになる。

そして、本研究の後半部である太平天国時期までをともに考察してみることによって、朝・日両国の支配層がアヘン戦争と太平天国という清朝の内憂外患についてどのような認識を持ち、如何に対応したか、またその認識と対応を生んだ背景は何であったかを構造的に考察し、その類似性と相異点を明らかにすることが出来ると思われる。それは、また、朝・日両国の近代の出発点の地盤に対する理解を深めることにもなると期待される。

#### 【討議内容】

- 情報が流通するシステムとしての、当時の日本と朝鮮 との差異について
- ・当時の日本と朝鮮における、外部の脅威に対する危機 感の差異について
- ・近年の朝鮮近代史研究に見られる、大韓帝国の樹立に 到る「近代化」への動きを肯定的に捉える視角との関 連について
- ・体制内部の問題のみではなく、前近代東アジアの構造 全体の問題としても分析を加える必要性について

# 平成16年度研究会メンバー一覧

### ◆研究会メンバー

夫馬 進(文学研究科教授•研究会代表者)

杉山正明(文学研究科教授)

中砂明徳(文学研究科助教授)

高嶋 航(文学研究科助教授)

永井 和(文学研究科教授)

高橋秀直(文学研究科助教授)

吉井秀夫(文学研究科助教授)

松浦 茂(人間・環境学研究科教授)

愛宕 元(人間・環境学研究科教授)

岩井茂樹(人文科学研究所教授)

金 文京(人文科学研究所教授)

水野直樹 (人文科学研究所教授)

沈 衛栄(日本学術振興会京都大学文学研究科外国人 共同研究者)

D. ロビンソン(米国・コルゲート大学歴史学部準教授) 河 政植 (韓国・崇実大学校人文大学教授)

#### ◆研究協力者

伍 躍(大阪経済法科大学教授)

承 志(文学研究科外国人共同研究者)

大野晃嗣(日本学術振興会特別研究員)

岡本弘道(文学研究科研修員)

山崎 岳(人文科学研究所助手)

井黒 忍(大谷大学史学科助手)

#### ◆研究会補佐員

箱田恵子(COE 研究員)

#### COE プログラム第二回報告書の出版

京都大学大学院文学研究科 21 世紀 COE プログラム「グローバル時代の多元的人文学の拠点形成」の第二回報告書が 2004 年 3 月 31 日付で出版の運びとなりました。全体で 5 分冊からなり、他に 2 冊が加えられております。我々の研究会の報告は、この内の〔歴史篇〕に含められます。収録論文は下記の通りです。

夫馬 進 「ベトナム如清使范芝香の『郿川使程詩集』 に見える清代中国の汪喜孫」

范 金民 「朝鲜人眼中的中国运河风情—以崔溥《漂海录》为中心—」(中文)

李 成珪(朴 永哲訳)「明・清史書の朝鮮「曲筆」 と朝鮮による「弁誣」」

井黒 忍 「浅谈金代提刑司—章宗朝官制改革的一个 侧面—」(中文)

櫻井智美 「《文场备用排字礼部韵注》浅析」(中文)

上記の研究報告書は非売品ですが、個々の論文にご関心をお持ちの方は抜刷あるいはコピーをお送りできると 思います。裏のページ記載の【事務局】宛お伝え下さい。

# 第六回研究会のお知らせ

2004年5月22日(土)14:00~17:30

場所:文学研究科·東館4階·COE会議室

文学研究科 COE 研究員 箱田恵子氏

「薛福成の「領土意識」――滇緬国境画定交渉を中心として――」

日本学術振興会京都大学文学研究科外国人共同研究者 沈 衛栄氏

「中国・チベット文化交流における理解と誤解

---明代チベット仏教の中国における流行を中心として---」

(中国語による報告ですが、通訳が付きます。)

なお、第七回研究会としては、今のところ、6月12日(土)に、ミネソタ大学教授アン・オ ルトゥナー (Ann Waltner) 女史に中国女性史あるいは中国家族史にかかわる報告をしていた だく予定です。

# 〈ウェブサイトのお知らせ〉

本研究会では、研究活動の概要をウェブサイトにて随時公開しております。

ニューズレター共々お読みいただけると幸いです。URL は以下の通りです。 http://www.hmn.bun.kyoto-u.ac.jp/asorder/

## 〈研究会・国際シンポジウムの開催通知を必要とされる方に〉

本研究会での研究会および国際シンポジウムの開催通知を毎回送ってほしいという方には、 今後毎回送らせていただきます。もちろん、ご出席・ご欠席は問いませんので、下記事務局あ てそのむねお気軽にご連絡下さい。

## 【事務局】

〒606-8501 京都市左京区吉田本町京都大学文学研究科夫馬研究室

TEL. 075 - 753 - 2831

FAX. 075-761-0692 (京都大学文学部)

E-mail asorder-hmn@bun.kyoto-u.ac.jp

URL http://www.hmn.bun.kyoto-u.ac.jp/asorder/